

## 洞爺湖町議会平成28年12月会議

### 議事日程(第2号)

平成28年12月13日(火曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 一般質問について
- 日程第 3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 議案第27号 洞爺湖町手話言語条例の制定について
- 日程第 5 議案第28号 洞爺湖町定住促進住宅条例の制定について
- 日程第 6 議案第29号 洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第30号 洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第31号 洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第32号 洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第33号 洞爺湖町税条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第34号 洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第35号 指定管理者の指定について(洞爺湖町月浦運動公園)
- 日程第12 議案第36号 工事委託協定の変更について(虻田下水終末処理場、とうやクリーナップセンター改築更新工事)
- 日程第13 議案第37号 第2期洞爺湖町まちづくり総合計画の基本構想を定めることについて

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 一般質問について
- 日程第 3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 議案第27号 洞爺湖町手話言語条例の制定について
- 日程第 5 議案第28号 洞爺湖町定住促進住宅条例の制定について
- 日程第 6 議案第29号 洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第30号 洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第31号 洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第32号 洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

て

- 日程第 9 議案第 33号 洞爺湖町税条例等の一部改正について  
日程第 10 議案第 34号 洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第 11 議案第 35号 指定管理者の指定について（洞爺湖町月浦運動公園）  
日程第 12 議案第 36号 工事委託協定の変更について（虻田下水終末処理場、とうやクリ  
ーナップセンター改築更新工事）

出席議員（14名）

1番	岡崎	訓君	2番	越前谷	邦夫君
3番	五十嵐	篤雄君	4番	高臣	陽太君
5番	千葉	薫君	6番	立野	広志君
7番	小松	晃君	8番	沼田	松夫君
9番	板垣	正人君	10番	七戸	輝彦君
11番	篠原	功君	12番	大西	智君
13番	下道	英明君	14番	佐々木	良一君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	真屋	敏春君	副町長	森	寿浩君
総務部長 兼 総務課長	伊藤	里志君	経済部長	澤登	勝義君
洞爺総合 支所長	大西	康典君	企画防災 課長	鈴木	清隆君
税務財政 課長	佐藤	久志君	住宅課長	山本	隆君
健康福祉 課長	皆見	亨君	健康福祉 センター長	原	信也君
観光振興 課長 兼洞爺湖 温泉支所長	佐々木	清志君	産業振興 課長	佐藤	孝之君
建設課長	八反田	稔君	環境課長	若木	涉君

上下水道 課長	篠原哲也君	シ・ハ・ク 推進課長	武川正人君
庶務課長	山崎貞博君	農業振興 課長	杉上繁雄君
会計管理 者兼会計 課長	田仲喜美江君	農業委員会 事務局長	片岸昭弘君
教育長	遠藤秀男君	管理課長 兼学校給 食センター長	天野英樹君
社会教育 課長	永井宗雄君	代表 監査委員	宮崎秀雄君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	毛利敏夫	庶務係長 兼議事 係長	平間義陸
庶務係	阿部はるか		

#### 開議の宣告

議長（佐々木良一君） おはようございます。

現在の出席議員は13名であります。

篠原議員から遅刻の申し出があります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

#### 会議録署名議員の指名について

議長（佐々木良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、1番、岡崎議員、2番、越前谷議員を指名いたします。

#### 一般質問について

議長（佐々木良一君） 日程第2、一般質問を行います。

本日は、13番、下道議員と、2番、越前谷議員の2名を予定しています。

初めに、13番、下道議員の質問を許します。

13番、下道議員。

13番（下道英明君） おはようございます。

13番、下道英明でございます。

昨年9月会議以来、1年2カ月ぶりに、この一般質問席に登壇することができました。この間、命の大切さ、健康のありがたみ、そして人への感謝の気持ちを一層強く感じたところでございます。

この場をかりまして、お支えいただきました多くの皆様と、そしてネット中継でお茶の間から傍聴している仲間の皆さんに心から感謝を申し上げます。

ありがとうございます。頑張ってまいりたいと思います。

さて、今回12月会議におきましては、通告にありますように健康福祉のまちづくり、そして地域交通政策のまちづくりをテーマにお伺いしてまいりたいと思います。

しばらく一般質問の場から離れておりました関係上、質疑の中で、まちの課題としてどういう意味を持つか、また、個別課題にかかわる特定の対応要求にならないよう質問に心配りしながら展開してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

最初に、健康福祉のまちづくりについてお伺いしてまいります。

町長は、本年度の執行方針の中で、優しさあふれる健康福祉のまちづくりを大きな柱としております。保健、医療の充実については、洞爺湖町健康づくり計画及び食育推進基本計画を基本に、保健、医療、福祉の連携を図り、一次・二次・救急医療対策など、医療体制の維持、健康寿命の延伸と町民生活の質の向上を目指し、生活習慣病の予防など、心と体の健康

増進に努めると述べております。

また、各種がん検診、脳ドックについては、検診受診率の向上に努め、啓蒙、啓発、勧奨による生活習慣病や各種がんの早期発見、早期治療に結びつくよう取り組みを推進するとともに述べております。

まず最初に、本年度業務の中間成果といいますか、新年度に向けた基本的な方向性というのを伺いたいと思います。

最初に、成人保健事業における健診事業の直近データに基づいた現状認識と今後の課題をどう捉えているのか、お伺いいたします。

議長（佐々木良一君） 原健康福祉センター長。

健康福祉センター長（原 信也君） 現在、洞爺湖町で実施しています健診事業ですが、役場で実施する集団健診と病院で直接受診していただく個別健診の2種類で実施しております。

平成28年度の集団健診の実施状況ですが、6月に3日間、11月に4日間、年が明けて2月に2日間の合計9日間実施いたします。また、婦人科系の子宮がん、乳がん検診を1月末に2日間実施する予定でございます。

個別健診につきましては、年間を通じまして、町が指定している病院に個人で予約して受診していただくこととなっております。

健診の直近データにつきましては、11月分のデータが先日届いたばかりで、まだ内容の精査が終わっていない段階ですので、6月実施分の受診データに基づきますと、基本健診の受診率につきましては、対象者が2,115名で、受診者数は187名と、27年度の179名から8名ほど増となっており、受診率は6月現在で、前年度と比較してもほぼ横ばいという状況でございます。

集団健診におきましては、保健指導対象者は19名と、受診者全体の約10%の方が何らかの指導対象となっております。

また、胃がん、大腸がん、肺がん等の受診者数ですが、6月現在で788名と、前年度866人に対しまして78名の減少となっており、毎年受診していただいている方が多いのが特徴となっております。

がん検診におきましては、精密検査指示があった方は32名で、受診者全体の4%となっており、例年とほぼ同程度の割合で推移しています。

なお、現段階においては、精密検査を受けられた方でがんと診断されている方はおりません。

当町の受診率の目標は41%と設定しておりまして、今後も受診率の向上のために努力してまいりたいと思います。

以上です。

議長（佐々木良一君） 13番、下道議員。

13番（下道英明君） おおよその健診事業の取り組みと今後の課題というのが、6月のデ

ータということで、わかりました。

きょう新聞のほうにも、室蘭市の健診について、いろいろ記事が出ておりましたが、今年度の受診率は約30%ということで、目標値が40%ですから、来年度に向けて、やはり受診率アップに向けた取り組みというのを既にプログラムとしては考えていると思うので、その点について伺います。

議長（佐々木良一君） 原健康福祉センター長。

健康福祉センター長（原 信也君） 平成29年度においての受診率を上げるための取り組みということで、受診率向上に向けましては、これまで対象者全員に封書で受診券やクーポン券を同封しまして、個別案内を送付しております。

また、広報による回覧での周知、健康相談や健康教育、老人クラブ、地域サロンでの会合時に受診の勧奨を行い、健康づくり推進員による呼びかけ、また夜間に電話による呼びかけなどを行っております。

また、2月の最後の健診のときには、はがきによる再度の受診勧奨を行いまして、電話で再度のお願いを行っておりますが、なかなか受診率につなげていないのが現状でございます。

先日、関係課のほうでいろいろ協議いたしまして、新年度に向けた取り組みを協議した結果、新年度におきましては、従来の方法に、新たな取り組みといたしまして、平日、休みがとれない方への対応として日曜日の健診日を設定することを検討しております。

以上です。

議長（佐々木良一君） 13番、下道議員。

13番（下道英明君） 今、日曜日の健診ということで、非常にいい捉え方だと思いますので、ぜひ実行していただきたいのと、はがきのほうも、町長からの直筆のはがきということで、手書きというか、そういったものはやっぱり温まりますし、あ、行こうかなという形になってきますので、ぜひ次年度も積極的に取り組んでいただきたいと思います。

先日、町内の回覧板で特定健診、また各種がん検診の今後のスケジュールという案内が各家庭に回っていったと思うのですが、その中で結核、肺がん検診だけではなくて、女性専用の時間を設けた検診案内もあるということで、ぜひ早期発見、早期治療に結びつく取り組みを推進していただきたいと思います。

そういった予防医学の観点から、回覧板の案内で、ちょっと検診とは違いますが、「食事で防ごう、糖尿病」と題して、管理栄養士さん呼んで、講演会を通じて生活習慣病への予防医学に取り組んでいるということは、大変評価するところでございます。

特に最近、言葉としてある、いわゆるPlan、Do、Check、Action、PDCAということですが、これもいろいろな局面で使えると思います。健康福祉づくりとしていけば、この計画から実行、そして評価から改善という形で積極的につないでいただきたいと思うのですが、特にこれから健診以外に、今度は保健指導というのですか。保健指導の実施状況と、また、課題についてもお伺いいたします。

議長（佐々木良一君） 原健康福祉センター長。

健康福祉センター長（原 信也君） 保健指導事業の実施状況につきましてですが、集団健診の健診結果を階層化いたしまして、積極的支援者と動機づけ支援者に分けて、それぞれ面談により、保健指導を希望される方に対しまして、個別の保健指導を実施してございます。

6月に実施いたしました健診結果から、現在、積極的支援者2名に対しまして1名、動機づけ支援者17名に対しまして11名の支援を行ってございます。

指導方法といたしましては、それぞれ指導回数も異なりますが、初回面談にて改善目標を設定いたしまして、積極的支援者に対しては、約1カ月から3カ月に1回、状況の確認のため面談を行います。動機づけ支援者に対しましては、初回面談から6カ月後に評価健診を受診していただき、面談を行ってございます。

また、生活習慣病に対する重症化を予防する保健指導といたしまして、対象者6人に対し、1人への支援を行い、このほか全町民向けに、毎年テーマを決めまして、医師及び管理栄養士により、ことしは糖尿病に関する講演会や講習会を2回実施いたしまして、80名の出席がございました。

保健指導は、電話、訪問、来所により実施しておりますけれども、保健指導を希望される方は約半数程度で、健康に関心のある方が積極的に指導を受けており、残り5割の方は指導を希望されず、積極的に指導を申し出ますと、既に自身で生活に気をつけている、仕事の兼ね合いもあり、保健指導を希望しないということで、毎年、保健指導の該当になる方が多く、希望されない方への対応が課題となっております。

以上です。

議長（佐々木良一君） 13番、下道議員。

13番（下道英明君） 言葉の問題かもしれませんが、やっぱり保健指導とか、指導という言葉自体に、少しためらいを感じているのもあるのかなと思います。

以前、私もちょうど数回、センターさわやかですか。そこで、動機づけ支援者ということで、食事等の改善指導を受けさせていただきました。

健診事業の充実がP D C Aの評価であるチェックであるなら、やっぱり保健指導事業というのは改善であるというか、アクションという形になると思うのですが、課題として認識した保健指導の中で、やはり今、希望されないというか、そういう方もいらっしゃると思うので、そういう希望されない方にも、いろいろな形のアプローチで、やはり指導向上につなげていくことが大事だと思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

議長（佐々木良一君） 原健康福祉センター長。

健康福祉センター長（原 信也君） 保健指導を希望されない方への対応につきましては、こちらから積極的に行動しますと、次年度から健診を受けなくなる方もいることから、軽度な動機づけ支援者に関しましては、日常生活や食生活により、病気を予防することを少しでも実践していただけるよう、何もしなかった場合の重症化への事例などが掲載されているパンフレット等の送付などにより、意識づけを図る取り組みを考えてございます。

また、新規で保健指導の対象になる方につきましては、総体での結果説明会を開催することにより、実施する方がふえるというような他町の事例もございますので、保健指導の該当者の内訳を見ながら実施してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（佐々木良一君） 13番、下道議員。

13番（下道英明君） 自分の町内会でも健康相談事業ですとか、あるいは健康教育事業というのは大変好評なので、特に自治会の女性サロンの中で呼びしているというのはあると思うのですが、虻田地区ですとか、洞爺地区では、こういった状況でいろいろ動いているのか、お知らせいただきたいのですが。

議長（佐々木良一君） 原健康福祉センター長。

健康福祉センター長（原 信也君） 健康相談事業の実施状況ですが、相談は随時対応してはいますが、老人クラブや地域でのサロンからの依頼が大変多く、また、相談事業のほかに健康教育事業も実施してございます。

本年度におきましては、10月末現在ですが、本町地区では10回実施いたしまして117名の相談、洞爺地区では13回実施いたしまして16名の相談がございました。また、健康教育に関しましては、本町地区では11回実施いたしまして133名の参加、洞爺地区では11回実施いたしまして153名に健康教育を実施してございます。

健康相談や健康教育に関しましては、乳児から高齢者まで幅が広いですが、新年度におきましても、町民の健康に対する相談、教育を継続してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（佐々木良一君） 13番、下道議員。

13番（下道英明君） 内容については、わかりました。

次に、個別支援を必要対象とする家庭訪問事業の現況を伺いたいと思うのですが、今回は、母子保健事業ではなくて、特定健診と個別健診での支援対象者について、ちょっとお伺いしたいのですが。

議長（佐々木良一君） 原健康福祉センター長。

健康福祉センター長（原 信也君） 個別支援を必要とする訪問事業についてですが、一般的に健康福祉センターから訪問する事業は、母子に対する訪問事業が主となっております。先ほど質問の中でも触れておりましたけれども、特定健診と個別健診で支援者対象の方々に対しましても、必要に応じて家庭訪問を実施し、改善状況などの確認を行ってございます。

本年度の10月末現在ですが、母子に対する訪問は56人で、延べ68件、健診後の支援者に対する訪問は1件、高齢者に対する訪問は9人で、延べ17件となっております。このほかにも、訪問までは要しない程度の方に対しましては、電話による確認や相談を実施しており、52人、延べ83件の支援を行っております。また、健康福祉センターに直接来所される方も多く、55名の方への支援を行っております。



個別支援に関しましては、対面による相談が基本ですが、訪問を望まない簡易な相談の方もいらっしゃると思いますので、電話や来所も併用しながら、信頼関係を構築してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（佐々木良一君） 13番、下道議員。

13番（下道英明君） 今、成人保健事業における健診事業等の現況と課題を再認識させていただいたところでございます。

今、国民病と言われる三大疾病、悪性新生物、いわゆるがんですね。その次は急性心筋梗塞、脳卒中、特にがんは2人に1人が罹患して、3人に1人が亡くなっているのが現状でございます。

私は、東日本大震災の2011年から、がん対策啓発イベントに実行委員として加わらせていただきました。我が身を振り返り、また、そういった点で早期発見、早期治療の重要性を強く感じているところでございます。運が悪かったですとか、あるいは運がよかったということではなく、がんに関する健康教育、がんに関する知識の普及、がん検診の受診率向上、精密検査の受診勧奨、そして大事なことは、私は情報を共有することだと考えております。すなわち、行政から関係機関への情報提供や問題の共有だと考えております。

昨年4月に室蘭市が、また、ことしの4月に伊達市が、理念条例であります。がん対策推進条例を制定いたしました。ことし4月には、室蘭市において、がんフォーラムという組織を発足させ、これは行政、医療機関、そして患者団体、また、メディア、これが組織の垣根を越えてがん対策に取り組んでいるところでございます。

私も参加しているがん啓発イベントで、24時間ぐるぐる回るリレー・フォー・ライフ、これも私はもう6年やっているのですが、この中で、ことしから室蘭市の隣、苫小牧市も第1回目ということで開催することになりました。まさしく、西胆振と東胆振が一体となって、胆振地域全体が、北海道において、がん対策のリード役になってきております。

当町においても、室蘭市の連携指定病院でございます製鉄記念室蘭病院と洞爺地区にある洞爺温泉病院の間で循環バスが昨年4月から運行しています。

洞爺湖町も含めて、がん対策として、個々の自治体の医療施設が周辺自治体にある施設と連携して、離れた医療施設同士が、点と点が結ばれて今は線になっています。線になってきているのですね。そういった点で、検査、治療というのは室蘭市が中心になるかと思いますが、緩和ケア、こういった二次医療の役割を、当町にある洞爺温泉病院が、今担っているのが現状でございます。

私は、点から線になってきたこの関係をはがん対策推進条例という一つのつなぎで捉えて、これが室蘭市、伊達市、そして洞爺湖町が、早い段階でがん対策推進条例を結ぶことによって、点と点が線になって、線から面になっていく。胆振地域が一つのがん対策推進の大きな面としてアピールしていく。北海道にアピールする、あるいは国にアピールしていく、そういう形になっていくと思うのです。非常に珍しいケースなのです。北海道の特に室蘭市を

中心とした医療体制というのは、希有な非常に恵まれた環境下にあります。

そしてまた、その中で洞爺湖町というのは、非常に立ち位置的にはアドバンテージがある、僕はそういうふうに考えております。今、町の責務と町民それぞれの役割を明記して、一体となってがん対策の推進を目指すことが必要なのです。線と線から面になって、線になって、そこから面になって、これで訴えていく。そういったことが大事だと思うのですが、当町における条例制定に向けた考えを、改めてお伺いしたいと思います。

議長（佐々木良一君） 原健康福祉センター長。

健康福祉センター長（原 信也君） がん対策推進条例についてですが、室蘭市が平成27年4月に、伊達市が平成28年の4月に制定いたしましたことは、当町としても把握しているところでございます。

現在、当町といたしましては、健康増進法に基づきまして、平成29年度までの洞爺湖町健康づくり計画を基本に、運動の推奨や受診率向上及び生活習慣病対策など、町民の健康増進を図ることにより、健康で長生きしていただき、また、医療費の増大を抑えるため、いろいろな事業を展開しているところでございます。

しかしながら、洞爺湖町におけるがんによる死亡者数は、全体の30%を占めているのが現状でございます。有効な対策としては、早期発見、早期治療が最大の対策であることは誰もが知るところであり、洞爺湖町におきましても、がん検診を推進しておりますが、なかなか受診率の向上につながっていないのが現状でございます。

こうした状況を踏まえまして、平成29年度で、現行の健康づくり計画の計画期間が終了することから、改定を行うべく、新年度に向けまして準備を進めているところでございます。この計画の中に、がん対策につきましても明記させていただきまして、今後のがん対策の推進を一層図ることとしていくところでございます。

以上です。

議長（佐々木良一君） 13番、下道議員。

13番（下道英明君） 前向きなというか、どうなのかという、ちょっと微妙なところなのですが、かつて洞爺湖温泉は道立教員保養所があり、その関係で、癒やしの場であり、また、保養の場として、湯治の場という形で、今以上に健康支援・予防医療を重視しながら温泉街が発展してきたという歴史的経緯があります。

今、温泉街に保養所を誘致するということは、どう考えても無理な状況なのですが、旧虻田町、旧洞爺村が合併して、今、洞爺湖町という新しい形になって、新しいまちになってきた。そういう中で、必ずしも保養所を温泉街ということではなく、やはり今、洞爺温泉病院のあるような洞爺地区に持っていくことも、そこに集積していくことも大事だと思うのです。

そういった点で、洞爺湖町という、自然豊かな洞爺湖周辺に、既に室蘭と一つのつながり、点と点が線になってきている、あの洞爺地区においても、緩和ケア施設を含めた医療施設をお迎えするということは、私は可能ではないのかなと思うのですね。その前段階とし

て、やはり、条例制定というのは、一つの大きな大きな、理念条例ではあるのですが、大事なことではないかなと思うのです。

そういった点で、町長、何度か私も質問しましたが、やはりこれは、今お話ししたように、非常に地域が連携してきている。そして、ことしトピック的なのは、やはり苦小牧が、東胆振も動いてきたと。北海道の中で、なぜ胆振だけがこういうふうに動いてきているのか。これはやっぱり医療環境というのが、ある程度、充実しているのですよね。

いろいろな例えば医療関係の議員研修、個人で行っているフォーラムなどに参加させていただいていると、やはり、特に苦小牧と室蘭に関しては、非常に充実しているというところがあります。この利便性、もっと言えば、メディカルツーリズムというのでしょうか。やはり、どうしても洞爺湖町というのは、以前、お話があったように医療であり、観光であり、ツインタワーと、きのうもありましたが、アメリカのツインタワーはポシャリましたけれども、洞爺湖町のツインタワーはぜひ、ずっと健在であってほしいと思うのです。ぜひ町長、ひとつどういった方向性か、町長の口から、この条例に対する、理念条例ではございますが、この思いというのですか。ちょっと方向性というのを伺いしたいと思います。

議長（佐々木良一君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） がん予防対策につきましては、町民の生命を守る上で、非常に重要な対策であるというふうに認識しております。医療費にも直接関連する課題でもありますことから、町民、事業者、教育関係者、医療機関と町が一体となった取り組みが必要ではないかというふうにも思っているところでございます。

私も町内の葬儀にちょこちょこ出席させていただいております、何で亡くなったのかということが一番気になっているところでございますが、非常にやはり、多くのがんで亡くなっておられたというお話を耳にするところでございます。

そんな中、私どもは、定住自立圏構想の一員として、今この室蘭を中心とした区域に入っております。今、議員からもお話がありました製鉄記念病院、こちらのほうと温泉病院さんのほうで連携事業が整っている。そういうこともあることから、今後もしっかりした対策を講じていかなければならないというふうにも思っているところでございまして、がん対策基本条例につきましては、当町の場合、健康づくり推進委員及び健康づくり策定委員会並びに各事業者、医療機関等々のご意見もいただき、十分検討しながら制定に向け、努力してまいりたいというふうに考えております。

議長（佐々木良一君） 13番、下道議員。

13番（下道英明君） わかりました。

昨年かおとしですか。カリスマ塾講師が何か言っていましたよね。「いつやるの、今でしょ」ということで、ぜひ、早期な形でやっていただきたいと思います。

次に、地域交通政策のまちづくりについてをテーマにしたいと思います。

本年度の町政執行方針では、地域公共交通は生活交通ネットワーク計画に基づき、利便性の高い、住民や地域のニーズにあった交通の確保に努めると述べております。

地域の交通というのは、高齢者の移動の確保だけではなく、まちづくり、児童生徒の通学保障と安全対策、地域コミュニティーづくり、公共交通を利用できない人たちの外出機会の確保など、あらゆる人たちの、そして地域の課題だと認識しているところでございます。

また、交通政策づくりというのは、生活交通だけではなく、地域福祉の課題であり、教育、地域コミュニティーなど、住民が地域で生きていく上での大きなインフラ、土台となる総合的な課題だと考えております。今、地域交通は、福祉、教育、地域活性化など、まちづくりの本当の基本の「き」の「き」だと思っております。

そういった観点から、本年度の、もう既に次年度に動いてきておりますが、業務成果と課題を伺ってまいりたいと思います。最初に、いわゆる交通弱者と言われる方々を含めた地域特性、来訪者を含めたニーズの対応というのはどうなっているのでしょうか。

議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 洞爺湖町の地域公共交通は、平成25年に洞爺湖町地域公共交通活性化協議会を設立し、平成26年10月より、現在運行する再編を行っております。

その間も住民ニーズに合わせた変更を行っているところでございますが、交通弱者として自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障がい者など、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため、公共交通機関に頼らざるを得ない人として、当町では小中学生を対象としたスクールバス、また、要介護認定者などの通院支援として福祉有償運送サービス、また、平成26年10月より再編の虻田地区コミュニティバス、洞爺地区コミュニティバス、花和地区コミュニティタクシーの運行のほか、洞爺地区、月浦地区、洞爺湖温泉地区の買い物支援バスを運行しております。

中間の成果でございますが、町の運行するコミュニティバス等につきましては、虻田地区が前年並み、また、花和、洞爺地区は増加傾向となっているのが現状であります。

また、課題であります。高齢者のドライバーの、今現在、自己の増加が社会問題となっております。地域公共交通の確保は、当町の高齢化の現状からも必要がさらに高まっております。

ただ、一方、公共交通にかかわる費用は、平成27年度でも3,775万9,000円と年々増加しており、継続可能な公共交通のあり方について、有料化も視野に入れた検討を進めているところでございます。

以上です。

議長（佐々木良一君） 下道議員。

13番（下道英明君） 今、交通弱者と言われる方の対応は、非常に懇切丁寧な説明で、課長の答弁でわかりました。

当町では、スクールバス、福祉有償運送サービス、また、虻田地区コミュニティバス、洞爺地区のコミュニティバス、また、花和のタクシーですか。あとは買い物支援ということで委託運行しているわけなのですが、最近心配しているのは、例えば70代、80代で、車の運転をそろそろ控えていこうかという方、いわゆる今は交通弱者ではないけれども、将来の交通

弱者になり得る予備軍ですよ。こういった人たちに対することも、これは同時にやっていかなければいけない、そういうふうに思うのです。

そういった点での対応というのは考えているのかどうか、お聞きします。

議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 当町が行っております地域コミュニティバス、また、コミュニティタクシーですが、やはり、一般の民間事業者が運行しない空白地帯を、地域を網羅する形で整備を行っているところであります。

今後やはり、これから70代、80代の高齢化の中で、高齢者の自動車運転が困難な部分、これがだんだん増加してくるところであります。そうした部分は、住民のご意見を聞きながら、今の運行体系はどのような形がいいのか、そういう部分も、毎年いろいろな意見を聞きながら改正を行って、そういう方が自動車の運転ができなくなった場合も対応できるような運行形態をつくっていきたいとは考えております。

議長（佐々木良一君） 13番、下道議員。

13番（下道英明君） 本当は、私はやはり公共交通というのは体で例えれば動脈と考えております。住民も加わって、よいものを目指していくというのが地域の未来を左右すると言ってもよいぐらいなのかなと。これまでは、自治体のほとんどが、この公共交通に対して、国や事業者の責任としてほとんど関知しなかった時期があったかと思えます。

町民の皆さんの足の確保は、高齢者が気軽に外出し、健康増進になれば、先ほどもありましたが、例えば自治体が負担する医療費も今度は少なくなってくると。そういった点で、健康増進になってくれば、やはり医療費も少なくなってくるし、また、商業や観光の中でも活性していくというか、そういった相乗効果があると思うのですが、地域の住民と、この公共交通運行事業者、そして自治体の三者が、いろいろなことで、できることを出し合っていく。また、単に要求するのではなくて、協力できることを含めて、例えば町内会、そして自治会連合会、社会福祉協議会等を含めて、巻き込んでいくということは大事だと思うのですね。

今、ことし10月からですか、運行しているコミュニティバス交通ですね。これは、ちょうど町民アンケートと同時に、住民説明会での意見やニーズを踏まえて、今、課長から答弁があったのですが、空白地域の解消ですとか、あるいは、これはすごくいいパターンだと思うのは、自由に乗りおりできる自由乗降地域の導入、これは今回からだと思うのですが。そういった点で、非常に利用しやすい新たな公共交通に対して、私は非常に評価できるし、先ほど来、話しているP D C Aという観点から言っても、やはり町内のバス交通地域を地域ごとに見直し、持続可能で利便性の高い公共交通の再構築をしていくという点では、非常にいいと思います。

先ほど答弁があって、ちょっと重複するのですが、今回10月から運行しているコミュニティバスについても、来年度以降なのですが、どれぐらいのスパンで、こういった住民説明会とかアンケートをとって、それで、さらに路線改選というのですか、そういったものをやっ

ていくのか、ちょっとお伺いいたします。

議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 洞爺湖町の地域公共交通であります。ダイヤ改正につきましては、毎年10月に行うこととなっております。その前に、毎年6月までに洞爺湖町の地域公共交通活性化協議会において、いろいろな住民の意見を伺った後に、運行体系を決めているところであります。

この交通活性化協議会であります。バス事業者、また、タクシー事業者3者、また、行政、地域代表員、また、学識経験者など19名で組織しております。こちらのほうからいろいろなご意見を伺うとともに、各地域ごとにご意見を伺って、やはり時間、乗り継ぎ、そういう部分をお聞きして、しっかりと乗っていただけるような運行体系は6月までに決めて、会議を開いて、10月のダイヤ改正という形にしております。

そうした中では、これからまた冬場に向かって、住民の方のご意見を聞きながら、そういう使いやすい運行体系を進めているところではございます。

議長（佐々木良一君） 13番、下道議員。

13番（下道英明君） わかりました。

先般、ちょうど新聞で、室蘭市が市民ニーズの高い寒冷期のバス待合整備が必要とのことで、待合所設置で補助金の創設を検討しているという報道がありまして、当町はどうだったかなと調べましたら、ちょうど真屋町長の公約の中に、全額、町で負担して、既に寒さ対策としてもう設置しているのですね。そういった点で、私はこの点をちょっと調べて、あれっと思ったのですけれども、やはりある面では、室蘭市より先にこういった地域交通整備、インフラに対して、進んでいるのだと思います。

僕も現場に今いるのですが、ちょっと具体的にそのバスの設置の待合室という、そこら辺のところはわからないものですから、改めてちょっと、当町における整備状況というのを伺いたいのですが。

議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） バス停留所の設置の関係でございます。

こちらのほうに関しては、まずは住民の要望がいろいろある中で、一つには設置できる場所があるのか、用地があるのかという部分があります。路線バスを運行しています業者さんにつけていただくのが本来かなと思いますが、乗っていらっしゃる住民の方が、やはり冬場、寒い中でバスを待つ状況も見られることから、そうした中で設置をしております。

平成26年度に6カ所、また、その後、洞爺地区、入江地区に1カ所ずつ整備して、町で整備している部分が近年では8カ所ございます。全体で待合所設置数というのは、洞爺湖町内に12カ所ございますが、そのうち道南バスの設置しているのは3カ所、そして洞爺湖町が設置しているのは9カ所という形になっております。

議長（佐々木良一君） 下道議員。

13番（下道英明君） わかりました。

最後の質問項目に入ってまいりますが、今、公共交通の利便性向上に向けた取り組みの中で、原点はやはり誰もが自由に移動できる交通環境社会というのですか、この実現であって、やはり路線バスでサービスできない、特に買い物ですとか通院などの日常生活を維持するための地域コミュニティというのですか。この移動の確保というのが非常に大事になってくるし、繰り返しになりますが、やはり、交通空白地における高齢者など、車を運転できない交通弱者の移動の確保というのが大事になってくると思うのですね。

今、同じ規模の複数の自治体では、総合交通政策として、路線バスと支援バスとの連携を図っていく、幹線と支線、そしてコミュニティバスネットワークの確立というのを今、目標に掲げて、一生懸命取り組んでいる自治体がございます。

全国的には、路線バスとコミュニティバスとが、意外と無関係に独立しているというか、時間ですけれども、アクセス的にはしているのですが、今、その取り組みが、もっとアクセスを強化していこうという形になってきています。

地域交通政策をつくる過程で、やはり企画段階から、住民の参加と自治会による政策づくりというのは非常に大切になってくると思うし、また、住民と意見交換しながら、交通事業者任せではなくて、自治体、住民が主人公となる政策と計画をつくっていくことが大事だと、心がけてほしいと思います。

先ほど答弁の中で、若干協議会についてありましたけれども、こういった観点から洞爺湖町地域公共交通活性化協議会というのが、やはり、かなり核になる組織だと思うのですね。法令上、この協議会というのは四つぐらいカテゴリーがあって、そのうち洞爺湖町の場合は、その四つのカテゴリーの中の二つが重複して、こういう協議会ができています。

そういった点で、今、私が一つ大事だなと思うのは、やはりバス会社あるいはタクシー、そしてJR、この三つの公共交通と、もう少し連携を密にするというか、横のつながりというのを大事にしていく、その接着剤というか、そういう音頭取りというのは、やはり行政がやっていくべきなのかなと思うのですが、その点についてどうでしょうか。

議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 平成26年10月より、地域コミュニティバスの運行をしています。この運行に入る前に、まず地域住民のご意見をいろいろ伺っているところでございます。当然、全町アンケートをとったりしながら、地域ごとの課題等も、いろいろなご意見をいただいて、運行体系をつくっているところであります。

まず、第一に住民の方々が安心して、公共交通機関を利用して買い物なり、病院なり、また、温泉なり、そういう運行体系に行けるのかどうか。それには、一つにはJRの機関となる鉄道、それと民間が運行している路線、これにうまく乗り継げる部分、また、それを上手に時間で操作していく部分というのが重要という形の中で、平成26年の10月には運行体系をつくりました。

そうした中で、まず住民の方々に关しましては、時刻表ができた時点で、伊達方面への買

い物、病院等へ行くには、どこで乗りかえて、どこのバス停から路線に乗るか。ハブ化というか、ハブ路線としての役割の形をお知らせしているところであります。

これに関しては、本町全体というわけではなく、各自治会ごと、泉地区であれば泉地区、入江地区であれば入江、清水であれば清水、そうした部分の分担をして、しっかりと乗り継ぎができる体系を整える中で、路線バスの業者さん、また、JRさんともいろいろ話をしながら運行体系を決めたところであります。

そうした部分では、まず住民の意見をしっかりと聞いて、この地域公共交通活性化協議会において、そのダイヤ等を検討して、10月の運行につなげていっているところであります。そうした部分では、この協議会においては、先ほどもお話ししたとおり、自治会の代表の方、また、交通機関の代表の方、そういう方々も一緒に入っているいろいろな協議をされており、この中でいろいろな地域の、洞爺湖町内の運行に関して、しっかりと体系が整えられるように計画しているところでございます。

議長（佐々木良一君） 13番、下道議員。

13番（下道英明君） わかりました。

公共交通というのは、やはり事業者だけが頑張るですとか、役所だけが頑張るというのではなく、これからの交通というのは、みんなで支えていかなければならないと思います。行政の担当者が交通に関して、今、課長が説明してくださったように、政策をいろいろ打っていけば、最終的にやっぱり10年、15年したら、このまちが、本当にほかのまちと違ったような形でアクセスがよい、交通に便利な、ちょっと言葉は浮いているようですが、夢のような住みやすいまちに、やはり生まれ変わることができると思うのですね。そのためには、理事者には、やはり知識とノウハウを持って、事業者と連携して施策を進められるような担当者づくりを、今後しっかりと、人づくりをお願いしたいと思います。

地域交通事業と言え、つい一昔前までは、やはり路線バスですとかタクシーなど、乗り合い事業が中心だったと思いますが、コミュニティバスですとか、あるいは福祉バスというように種類もふえてきました。

また、現場の需要に合わせた法制度も、この運輸業というのは、かなり法制度が複雑になっているのですが、逆に複雑さがゆえに、しっかりと勉強していけば、この制度をうまく行政としても活用していけると思うので、ぜひこのエキスパートというのですか、この公共交通については考えていただきたいと思います。

また、この流れとして、広域連携、広連もやはり公共交通には非常に大事なのかなと。今、定住自立圏や連携中枢都市といった広域連携が進む中、当町においても、西いぶり広域連合、私も広域の議員として活動しておりますが、また、西胆振消防組合と、こういったごみ処理、消防、救助活動に、こういった広域の中で連携しているのですが、この地域公共交通というこのマターは、複数の自治体で組んで交通事業をやるという点では、地域交通に非常にフィットしているというか、地域交通こそ、広域連携に非常にふさわしくなってくるのかなと。



そういった点で、例えば注目すべきは、病院への通院と買い物、それから高校への通学とか、はっきりとターゲットを絞って、生活路線とは何かを考えると、病院と学校と買い物になっていくと思うのですね。

そういった点で、広域連携で行っていくメリットには、やはり乗り継ぎ環境を改善するとか、通常の路線バスと自治体主導で走らせている支線ですか。委託運行しているところとか、そういった接続を効率的にするというか、片仮名ばかり使って申しわけないのですが、いわゆるつなぎ目がないというシームレスですよね。そういったものが利点として出てくるし、そういった面で、将来ビジョンとしては、例えば、スクールバスも広域的運用で、事業会社に一括委託していけば、費用対効果も出てくるのかなと思います。

10番（七戸輝彦君） 動議。確認したいことが幾つかありますので、暫時休憩して議運を開いていただきたいなと、そのように思います。

内容については、公共交通機関といいますか、町の委託を受けた会社に勤めている、その人間が、このような内容の発言をしていいかどうかということについて、議運でちょっと話をしたいと、そのように思います。

〔「賛成」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 今の提案に対して、暫時休憩し、議運を開くことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） それでは、暫時休憩をいたします。

ただいまから議運を開いていただきます。

委員長、よろしく願いいたします。

（午前10時52分）

議長（佐々木良一君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時09分）

議長（佐々木良一君） ただいま議会運営委員会において、下道議員の発言が特定の事業所に対する利益誘導の疑念を持たれるような部分もあるのではないかというご指摘がありましたので、これから一般質問を続行するに当たっては、そのことに十分留意をして、一般質問を続けていただきたいというふうに思います。

13番、下道議員。

13番（下道英明君） 先ほど、暫時休憩していただきまして、私の質疑に対して議員各位、また理事者側に利益誘導となるような、あるいは、そういった環境を創出させてしまった私の不徳のいたすところでございます。この場をおかりしまして、おわび申し上げるところでございます。予定の時間等を過ぎて皆様に本当にご迷惑をかけたところでございます。

私は、この地域公共交通について、大きなマクロの中から話す予定でございましたが、やは

り細部について話した中で各議員に疑念を持たせてしまったことは不徳のいたすところでございます。今後、注意しながら、皆様と一緒に議会活動、そしてまた、まちづくりに励んでまいりたいと思います。

最後になりますが、地域交通のまちづくりについて、町長から一言、将来的なビジョンを含めて、大きなマクロ的な意味合いから、ご答弁いただければ、大変ありがたいと思います。

議長（佐々木良一君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） 地域公共交通でございますが、特に町内の関係におきましては、空白地域がないよう、これからもしっかり皆様のご意見を賜りながら、そして、経費的にはそれを最小限に抑えられることも念頭に置きながら進めてまいりたいというふうに思っております。

また、地域連携、こちらのほうにつきまして、今、羊蹄山麓あるいは室蘭定住自立圏、そして、北海道の地域公共交通のあり方自体、今JR北海道が非常に苦戦をしておるといってもあるわけでございますけれども、法の規制緩和、あるいは法の網、そういうものも熟知しながら、地域を挙げて、やはり北海道を挙げて、地域公共交通の利便性を発揮できるよう私どもも、これから努力してまいりたいというふうに考えております。

議長（佐々木良一君） 13番、下道議員。

13番（下道英明君） 以上で、私、下道英明の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（佐々木良一君） これで、13番、下道議員の質問を終わります。

次に、2番、越前谷議員の質問を許します。

2番、越前谷議員。

2番（越前谷邦夫君） 2番、越前谷でございます。

ただいまから、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回の件名については、平成29年度の予算編成について、2点目は、漁業振興について伺っておきたいなと思います。

毎回、申し上げておりますけれども、一般質問の機会というのは理事者との政策論争の場であります。したがって、できるだけ大局的に質問させていただきますが、若干具体的、細部にわたっての質問もあろうかと思っております。その点については、あらかじめお許しをいただきたいなと思います。

さて、それでは、29年度の予算編成について質問させていただきます。

通告にもありますように、合併をいたしまして10年の年月が流れたわけでございます。今議会におきまして、行政のほうから、第2期まちづくり基本計画の総合計画の基本構想というものが、ご提案されるわけでありまして、私は全会一致で採択されるものとして、そういう判断をしながら質問させていただくわけでございます。

この10年を振り返ってみると、非常に行政は、前理事者も含めて真屋町政になってから

も、均衡ある地域づくりということで進めてきたのではないかなと思っております。その均衡ある地域づくりというのは、まさにこの虻田本町地区、あるいはまた洞爺湖温泉地区、洞爺地区という地域の均衡あるまちづくりということになるわけであります。

私は、かつて旧洞爺村と旧虻田町が町村合併をしたときには、残念なことに議員ではなかったのですが、その後、議員になりまして、洞爺地区のほうにも入ってみると、本当にこの合併というのは吸収合併ではないだろうかと、対等合併だよなどと、こういう声が聞こえる中で、例えば、職員数も減少、あるいはまた公共施設等もなくなる。こういうことになるだけに、洞爺の住民の方々は非常に不安と懸念意識というものが強かったのではないかなと思います。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、この10年間の歩みを振り返ってみると、それ相当に洞爺地区のほうにも視線を向けたまちづくりを進めてきたのではないかなと、私自身はそういう思いを持っておりますが、行政サイドでは、どのような見解をお持ちなのか。

町長、総括なくして発展なしと、総括なくして前進なしと、そういう言葉もございましたけれども、この10年を振り返ってみて、行政サイドでも、あるいはまた町民が総参加の中におきましても、どういう場で、このしっかりとした10年の歩みを総括したのか、その点について、まず伺っておきたいなと思います。

議長（佐々木良一君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） 合併して、ちょうどことしで10年を迎えさせていただきました。この間、非常に苦しい時期もありました。合併するに当たりまして、旧洞爺村、旧虻田町それぞれに財政の乏しいまちでございました。

折しも平成20年度決算で、平成23年から財政の早期健全化団体の指定を受け、我慢をしなければならぬ、辛抱しなければならぬ行政運営が何年も続いた。そのことは、非常に洞爺湖町民にとって苦しい時代だったかなというふうにも思っております。

しかし、当時、国の臨時給付金制度がありました。私どものまちにも、それぞれの財政支援がございました。その多くは、正直言いますと、70%を恐らく超える金額につきましては、洞爺地区のほうに投入させていただいたかなというふうにも思っております。合併してすぐに、同一保険料、同一使用料、そういう面から、今まで、ややもすると安い保険料、安い使用料等々が、合併することによって同一価格にせざるを得ないということから、負担がややもすると増になってしまう。そういう部分は、大変ご負担をおかけしてしまったかなという思いがします。

しかし、先ほど申しました臨時交付金、臨時財政措置を何年間か交付させていただいたわけですが、新しい建物、新しい施設は残念ながらできませんでした。しかし、今持っている施設、それらの補修、修理、大規模改修等々につきましては、この虻田町区、洞爺湖温泉地区よりも、さらにそちらのほうにウエートを置かせていただいたかなというふうにも思っております。ただ、残念なことは、私ども行政のほうから、そのPRがなかなか行き届いていかなかったなという部分は反省材料の一つでもありました。

その間、2008年にはサミットがありました。そして、2009年には私どもの地域が国内第1号の世界ジオパーク認定を受けさせていただきました。そんな関係から、地域の資源を大事にし、これからさらに有効活用していこうと、この地域に住んでいる自信と誇りを町民の皆様に分かち合っただけのような努力を重ねてきているところでございますが、後半、10年、ようやく一つのまちになりつつあるなという感をしているところでございます。

この後の10年、これからご提案をさせていただきます第2期のまちづくり総合計画、その中におきましても、私どものまちの特色を生かしたまちづくりに邁進していかなければならない、そのように考えているところでございます。

議長（佐々木良一君） 越前谷議員。

2番（越前谷邦夫君） 今、理事者のほうからも、非常に洞爺地区のほうに視線を向けたまちづくりを進めてきたと。私もその辺は高く評価いたします。

それで今、そういうわけでありまして、洞爺地区のほうに参りますと、真屋町長への信頼度というのがうなぎ登りですよ、町長。非常に上昇気流にある。安定志向に入っている。こういうことでございます。ただ、その反面、本町地区のほうでは少し、本町地区のほうにももう少し視線を向けたまちづくりを進めていただきたいなど、こういう声も聞こえます。温泉地区のほうは、これは自分の感覚で物を言っているわけですから、皆さんがそうであるということではございませんけれども、そこそこ観光開発には、観光産業の振興には、真屋町長も情熱を持ってやってきているなど。

しかし、今、理事者も述べられておりますように、ジオパークでまちおこしを考えているかのような、そういう重要政策課題たるものが述べられたわけでありまして。私は6月議会であったかと思うのですが、そのときも申し上げましたけれども、本当にジオパークでまちおこしができるのだろうか、現時点では。

町長が、理事者が望んでいるジオパークでまちおこしというのは、自分の手の届かないところの理論にあると思っています。したがって、その理論に一步でも近づくように、私自身も努力していかなければならないのだろうなという思いもありますけれども、今のジオパークでのまちおこしというのは、理事者、この行政とか議会の方々は十分理解できるかもわからない。しかし、地域の住民の中に入っていくと、ジオパークって一体何なの、こういう声ですよ。というのも、自分も目を閉じて考えてみると、全くこのまちづくりの大きな資源がなかったところに、ジオパークというものがどーんと出てきたならば、おっ、ジオパークでまちおこししなければならないという思いも強くなるのでしようけれども、ご存じのように洞爺湖観光、いわゆる洞爺湖を囲むその周辺には非常に自然環境もあるし、風光明媚なまちだけに、ジオパークでまちおこし、これは町長、関心を持っている人は、真屋町長は一生懸命ジオパークで力を入れてやってきているという思いを持つのですよ。関心のない人たちは、ジオパークでまちおこし、ああ、それは噴火した後の遺構物もあるな、教材になり得るようなものもあるな、言えば思うかもわからない。

そこで町長、これは自分の見解ですから、余り憤りを感じないで聞いてほしいのですが、

今、5年先、10年先の洞爺湖町は一体どうなるのだろうか、このことをしっかりとビジョンを明確にすることが大事だと思っていますよ、町長。

今まで10年間、先ほど理事者も答弁なさっておりますが、まさにそうであつたらうなという理解を深めています。今度は2期目ですから、第2期まちづくり総合計画ですから、この5年先には洞爺湖町はこういうまちになるのだよ、10年後にはこういうまちになるのだよと、今の地方自治にのっかって、こういうまちにしていくのだ、そのことがむしろ今、住民の方々も求めていることではないのかなと思っています。

例えば、以前から申し上げておりますけれども、防犯環境というものはどうあるべきなのか。防災はどうあるべきなのか。子育て支援はどうあるべきなのか。高齢者対策、特に独居老人対策はどうあるべきなのか等々を含めて、いろいろな課題はあるだろうと思うのです。

ここで余り理事者に強いことを申し上げたくはございませんので、1点だけ、9月の定例議会で防犯の関係で質問させていただきました。そのときに、きょうロングラン花火の一環として5連発の大輪の花が咲くから、そのときに防犯の腕章をはめた方々やらジャンパーを着た方々が主導する側に回って、観光客から見る目、住民から見る目で、洞爺湖町というのは本当に防犯に力を入れているまちなのだな、そう思われるような、そういう機運を高めるような、そういう環境にしていかなければならないという質問をした経緯があります。

そのときに住民課長から、相談しながら取り組んで考えていきたいという答弁がありました。こういう答弁をいただいたので、課長にも失礼な質問をしたのかもかもしれませんが、その夜、花火大会に私は40分早く行きまして、行政の方は何人来てくれているのかな、議員の方々は何人来てくれているのかなということで、いろいろと散策しながら、防犯に対してもどうあるべきなのかと学びながら歩いていました。

そういたしますと、住民課長と防犯協会の2名の方々と、洞爺のほうから来ていただきました。そして、温泉の防犯担当の住民の方も来まして、非常にこの、ジャンパーを着ながら歩いたので、防犯力に強い洞爺湖町であるなど、来た方々にはしっかりと示すことができたなど私は思いました。住民課長に心から感謝と敬意をこの場で申し上げなければならないなということで、何分かの時間を割いて申し上げさせていただきましたが、理事者も、部下にはそういう職員が非常に多いのですよ。したがって、そういう住民を動かしたり、職員を動かす理事者は、どういうスタンスであるべきかということは言うまでもないのではないかなと思っています。

そこで、今回、私は10月20日に三豊市に研修視察に行つてまいりました。今回の議会でも6番議員と10番議員も述べておりますが、非常に実りのある研修視察であつたと思っております。

その中で、三豊市長の講演の中で、仕事の内容というのは、僕はいろいろ議員の方々の受けとめ方もあろうかと思っておりますけれども、さほど驚かなかつた。しかし、驚いたのは、この三豊市の横山市長は住民の方々を、行政に対していかに関心を持たせるかということが一つと、そして、いかにまちづくりに住民を参加させるかということで、非常に職員に対して信

頼感を持っている理事者なのだなという思いを持ってまいりました。

この研修視察にはうちの森副町長も出席されておりますが、その辺の三豊市に研修視察に行った訪問先での見解というものを、一言で結構でございますけれども、お聞かせ願えればありがたいなと思います。

議長（佐々木良一君） 森副町長。

副町長（森 寿浩君） 8月の中旬ごろでしたか、議員の皆さんで三豊市を訪問し……（10月でしょう」と言う人あり）

副町長（森 寿浩君） 10月でしたか。失礼しました。訪問し、そしてあわせて視察研修を行うということで、私も同行させていただきました。私は、三豊市というよりも四国が初めてであったわけでございます。

着いた当日に横山市長から1時間半ほどでしたか、講話をいただきました。その中で、やはり地方分権が思ったより、進むと思ったのだけれども進まなかったと。財源や、あるいは権限の移譲が余りないと。そんな中で地域分権、こういったものをどうやって進めるかというようなお話であったかと思えます。

三豊市は七つのまち、財田が一番小さく、人口的には当時4,700人ぐらいだったと思えますけれども、大きいところでも1万6,000人ぐらいということで、ある程度似たような感じのまちが合併をされたということでございます。

普通に考えても、やはりそういった七つの似たような地域が合併したときに、行政というのは、本当にどうやってやるのかなという思いもございましたし、そのバランスをとることが、非常に行政的に難しいのだろうなという思いもございました。

そんな中で、どうやってその地域内分権を進めるかという中で、そのまちづくり推進隊、こういった発想が出てきて、ある程度、行政サービスというか公共サービス、各地域でできることは渡していこうと。それによって計算された行政効果というのは2億円ぐらいあるのではないかと。その2億円のうち1億円を、その七つのまちにそれぞれ平均的に渡して、それぞれの活動をやっていただくと。残る1億円は行政効果だろうというようなことで始められたというふうに認識しています。

渡された地域もそれぞれ、財田のまちづくり推進隊のところだけは行かせていただきましたが、やはり町から委託された部分、そういった部分というのは、私どものまちでは社会福祉協議会が担っているような部分もありますし、そのほかに、その地域で単独でどんな取り組みができるかということで、自由に進めるというようなことでやっているというふうに思いました。そういった形というのは、本当に行政と町民の協働という意味では、非常にすぐれたアイデアかなというふうにも思っております。

全国、それぞれのまちというのは、それぞれの条件の中であるわけで、それぞれのまちに合った形でものを進めなければならないということがあると思えます。洞爺湖町としても今2期目のまちづくり総合計画という中で、大きな施策の大綱を二つ持って、進めていきたいということもございますし、当然、その中に住民との協働という部分もございますので、洞

爺湖町は洞爺湖町としてのまちづくりを進めていかなければならないというふうな認識で戻ってまいりました。

議長（佐々木良一君） 2番、越前谷議員。

2番（越前谷邦夫君） 大変ありがとうございます。

したがって、今、副町長のほうからもありましたが、いわゆる2億円ですね。行財政改革をやって2億円を生んで、その1億円でいろいろな住民の方々が協働・連携の中でまちづくりに参加できるような、そういう環境づくりを進めているということでもあります。

この推進隊というのも7推進隊なのですよね。ということは、大なり小なり、洞爺湖町もそこそこやっているのですよ。やっているのだけれども、一番、やはり感動したのは、先ほども申し上げましたが、住民をいかに行政に関心を持たせて、住民がまちづくりに参加できるような環境づくりをするかというところに情熱を持って取り組んでいるということで、そこに私は感銘を受けたわけであります。

洞爺湖町長もやっていますよ。やっているのだけれども、いま一步、町民がまちづくりに参加できる環境をどう整えるのかと。今、副町長もおっしゃっていますが、第2期のまちづくり総合計画も始まるでしょう。これからですよ、真屋町長の手腕が問われるのは。今まで、そういう均衡ある地域づくりや、いろいろな諸課題に取り組んできたことが、しっかりと今、基礎になりつつある。したがって、ワンステップ上げて、これからどのような重要政策課題を掲げて、このまちを、先ほど申し上げましたけれども、上昇気流に乗せていくのか。このことが今まさに、理事者が問われていることだと思います。

理事者の頭の中にはあると思いますよ。それははっきりと私も、あるいはまた町民の方々にも方向性というものを理解していただけるような努力をしていただきたいのと、今回の議会でも、やはり隣接の定住自立圏等々も含めて、地方自治体間でどのような連携・協働を深めながら、まちづくりを進めていくべきなのか、そういう大きな政策課題もあるだろうと思うのです。

したがって、今ここで理事者、真屋町長の言葉から、自分は防災なら防災に力を入れていく、ジオパークはジオパークで力を入れていくという、これでも結構ですよ。本当に情熱が住民の方々に伝わるような、その政策課題というものを、この10年間の政策課題というものをお聞かせ願えませんか。

議長（佐々木良一君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） 今、三豊のお話も出たところでございますが、副町長も申していたとおりでございます、そのまち、そのまちの特色を出しながら、やはりまちづくりを進めていかなければならないなというふうにも思っております。

先ほど来、出ている話でもございますが、この第2期のまちづくり総合計画に当たりまして、私どものまちの特色をもっともっと出せるような施策、政策をこれから打ち出してほしい。これは、まちづくり審議会委員の皆様、そして、多くの町民の皆様の声ということでお聞きしており、それに沿ったような形のものを大綱として結んでいるところでございます。

まずは基本理念として、交流・連携による活力づくり、二つ目として、安全・健康・環境を重視した健康づくり、三つ目として、先ほど来、出ております協働・自立のまちづくり、また、施策の大綱といたしまして、これからの人口減少を捉え、定住施策の充実と交流人口の拡大、二つ目として、3地域の特性に合った振興策の充実、こういうものを挙げているわけですが、その中でも、まちの特色を出した、いわゆるまちの顔となるようなものを何点か、今考えているところでございます。

一つには、実はこれは、明日の行政報告で、追加で出させていただこうと思っておりますが、日本ジオパークネットワークのいわゆる審査、これは2回目の審査になりますけれども、この間、12月9日に日本ジオパーク委員会の審査がございました。審査に来られたのは、日本ジオパーク委員会の委員長さんで、尾池さんが来られました。その尾池さんが、いろいろ私どもの状況を見て回って、12月9日に発表をされました。

その中で、洞爺湖、有珠山、これにつきましては高い評価をいただきました。一つには、火山マイスターを配置し、それが防災・減災教育に非常に役に立っていると。詳細については、中身等については、まだ後ほど触れさせていただくようなことになろうかと思っておりますが、さらには農業、漁業、観光、そこに住まわれる方々との連携が強化されているという、この2点。さらには、いろいろあります。前回指摘された部分の整備が全て完了している等々の関係がございましたけれども、そういうものが評価されて、今回、再認定になりました。

来年は、世界の再認定を受ける年になっております。何とか、このものを地域の特色あるものにしていきたいというふうに考えておりました、2年前から、職員全員に防災と、それからジオパークについて勉強会をやらせていただいております。今年度もやる予定にしておりますが、1人ずつに配付できる冊子をつくらせていただきました。

私どものまちは、前から地域担当職員を配備させていただいております、その職員が、来年から毎月、自治会を訪れるわけですが、自治会長さんのほうにジオパーク、あるいは防災についてお話をさせていただくことにしております。ただ単に話をするだけではなくて、地域の方々のご協力も得られるような話をしてみたいというふうに思っております。

今現在、町内には、防災の関係でございまして、四つの自治防災組織が設立されております。それを何とか、皆様も三豊のほうに行かれて、たしか丸亀のほうでしたか、自主防災組織が相当整備されているというお話も聞いております。私どものまちも究極ではございますが、最終的には自治防災組織が全ての自治会でできるような取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

まずは、職員に、防災力の強化、あるいはジオパークについて地域住民の皆様にご協力をいただき、さらには地域の皆様方がそこに住んでいて、このすばらしい資源のところに住んでいるのだという自信と誇りをまずは持っていただこうと。そこに、全力をこれから傾けてまいりたいなというふうにも思っているわけですが、いろいろ問題は山積みされて



おります。

その問題、一遍に全部のことをやろうとしても、なかなかでき得ない部分がございます。しかし、今、職員が140名近くおります。その職員と一緒に、地域に出ながら、地域の皆様の声を反映し、行政に生かしていく。子育て対策の問題、福祉の問題、いろいろございます。それら一つずつをやはり的確に進めていかなければならないなというふうに考えているところでございます。

議長（佐々木良一君） 2番、越前谷議員。

2番（越前谷邦夫君） 今いろいろと、ジオと、聞いていると防災等々に力を入れていくかのような政策課題の重要視というものを述べたようでありますが、子に過ぎたる宝なしと。こういう今の人口減少やら少子高齢化等々を含めると、そういうやっぱりジオパークも大切なのでしょうか。特に、この次の一般質問で触れさせてもらいますが、防災というのは、まさに住民の生命と財産を守るという観点からいけば、極めて重要な政策課題であるのは間違いないのでありますけれども、私の伺いたいのは、やっぱり真屋町政になって、これがこうなったよなというような政策をどんと打ち出して、実施していただきたいのですよ。何とか真屋町長にそれをやっていただきたいなと。

いやいや、やっているぞと。ジオパークもやっているぞと。防災もやっているぞと。これはこれなりにわかるのですが、ジオパークというのは、自分はまちづくりの大きな骨格になるとは、現時点では思っていないのですよ、勉強不足かもわかりませんが。というのは、先ほど申し上げましたが、特定の方々はジオパークの大きな意義というものは理解するかもしれないけれども、住民が理解できないような、そういう政策というのは、いかがなのでしょうか、住民が。

このことを私はですね、職員に教育するのもいいですよ。研修するのもいいですよ。住んでいる住民の方々が、一緒にその方向性に向かってやろうという、そういう環境になっているならば、ジオパークもいいたろうけれども、現時点では町長、なっていないのですよ、残念なことに。

時間の関係もありますから、前に進めさせていただきませんが、やはり、今、国あたりも地方創生ということで、いろいろ叫ばれているわけで、若干最近は薄くなってきたかなと自分は懸念を持っているのですが、国が幾ら政策を打ち出しても、現場の地方自治体やる気を起こさないと、これはなかなか大変なことだと思うのです。

そしてまた一方、いろいろな隣接の地方自治体そのものが競争する時代になってきたわけですから、その競争に対して温度差が出てきていると。私が最近、定住・移住対策に積極的に取り組むべきだということを、ここ何回も質問していないのは、定住よりも、むしろ住んでいる方々が洞爺湖町に住んでいてよかったというようなまちにしなければ……何か間違ったことを言いましたか。（「それが定住でしょう」と言う人あり）

議長（佐々木良一君） 一般質問を続けてください。

2番（越前谷邦夫君） そういうことでなければ、やはりならないのですね。自分は定住、

定住と言わないで、そのまちに住んでいる方々が満足を得られるようなまちにすることによって、定住対策も移住対策も一件落着の道が開かれてくると思うのですよ。いかに、今住んでいる方々が安心して、安全に生活できるか、そのような地方自治体のあり方というものが、今求められてきているのですよ。

そこで町長、先ほどの三豊市の横山市長も十分力を入れているようですが、職員に対して金がないから、あるいは前例がないから、制度がないからという理由づけは極めて何もしないことになるのだと。したがって、制度そのものも、どういう制度があるのかということを実行に行政マンが努力することによって、必ずや道が開かれてくる制度そのものもあるということでもあります。

したがって、町長には、これからさらにご苦労をおかけしますが、これからの5年先、10年先の洞爺湖町を、このようなまちにしていくのだと、そういう環境づくりに情熱を持っていただきたい。

実は町長、この間、まちの中に入ってみると、「町長、いるの。最近、町長の姿、見えなから。まさか入院しているわけではないでしょうね」と、「いやいや、そんなことはありませんよ」と。「俺、実は町長に会いたくて役場に行ったんだ。会えなかったんだよな」という方もいました。

なぜこのことを言うかという、やはり10月、11月というのは、いろいろな諸課題があって、理事者も出かけて歩く時間をとらなければならなかったのだらうと思うのですが、町長、できるだけ地域に腰をおろしていただきたいなど。確かに、東京、九州あるいは外国あたりに行って、やらなければならないこともあることはよくわかりますが、もっと地域の中に入って行って、いわゆる炉端会議みたいなものを、町長を囲む炉端会議のようなものを数多くやることによって、真屋町政が今進めていこうとする、その方向性というものがわかってくるのではないかなと思うのです。

実は先日、新聞を見て、手をたたいて喜んだのは、日胆地区の理事者の方々が黒い服になりまして、かつて私が子供のころとか青年のころに、何々映画の何々君だとか、言ってもいいのかもわかりませんが、裕次郎軍団みたいなものがあったのですが、町長も眼鏡に手をやって、あの写っている姿を見て、いやいや町長も元気だったのだよなということを聞かされました。

随分すばらしい、この日胆地区の18名の理事者ですか。理事者が写真に載っていて、これも東京でその地域の特産品等々をコマーシャル、宣伝をするための一つ的手段であったかと思うのですが、やはり町長、そういう姿を見ると喜ぶのですね。まちへ行っても、町長、いないだよな、住民は寂しいのですよ。

したがって、私は、この2期まちづくりを進めていくのに、今、大事なものは、いかに理事者が町民とのコミュニケーションを深めて、向こう10年先の洞爺湖町をこうするのだというその意気込みをですね。炉端会議等々を含めて、町政懇談会等々を含めて、まさに今やらなければならないのは、そういう町民との連携・協働というものを考えたならば、そういう策

が、私は必要ではないのかなと。

これは理事者、理事者にエールを送っているのですからね。そのことをしっかりと受けとめていただきたいと思いますのですが、昼休みまで、あと3分ほどよりないですから、理事者の決意の一端をお聞かせ願えませんか。

議長（佐々木良一君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） まずは、確かに今年度におきましては、ちょっと外のほうに出て歩くことが多くて、町民の皆様に変な迷惑をおかけしたかなというふうに思っております。洞爺湖町のため、あるいは町民のために、やはり身を粉にするのが町長職の職務だというふうに思っております。

今後におきましても、町民の皆様との対話、あるいは国、道のほうからの補助金あるいは交付金の引き出し、そして規制緩和への要望等々、これらのことは町民の先頭に立ちながら邁進してまいりたいというふうに考えております。

議長（佐々木良一君） それでは、ここで昼食休憩に入ります。

再開を午後1時といたします。

（午前11時58分）

議長（佐々木良一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（佐々木良一君） 一般質問を続けます。

2番、越前谷議員。

2番（越前谷邦夫君） 午前中に引き続いて、一般質問をさせていただきます。

理事者の見解を求めるものでございます。

2番目の洞爺湖町グランドデザインで防災力を高める機運が重要であると。災害に強いまちづくりの推進策について伺っておきたいと思うわけであります。

今回の議会におきましても、防災関係については2件質問しておるわけでありますが、やはり人間の命、尊厳を重んずることは、常に私どもは持っていなければなりません。あわせて、行政に参画している者として、住民の方々の健康と生命と財産を守る、そういう危機意識を常に持っていなければならない。そう思っているわけであります。

したがって、この防災という、その声そのものも風化させてはならないという思いで年に何回か質問させていただいておるわけです。

したがって、私は今回の質問の中で、防災の原点は想定把握であると思っております。どんな災害が発生するかわからない。どんな災害が発生しても、常に対応できるような、そういう防災力を高めて環境づくりをしておかなければならないと思うわけであります。

かつて、私どもは噴火湾などでは地震は発生しないのだということを思っていた人も数多くいたろうと思うのです。しかし、昨今では、噴火湾を震源地にした地震も発生しておる

という、そのこともしっかりと受けとめて、住民の生命と財産をどう守っていくべきなのか、そういう環境づくりをした中で、その体制の構築というものを図っていかなければならないと思っております。

特に私は東日本の大震災、もう5年が過ぎましたが、その中で、理事者の見解の中でもはっきりと明言して、私自身も高く評価をしているわけでございますけれども、いかに防災というものに対しての、語り継ぐ環境、風化させてはならない意識というものをどうしたら語り継いでいけるのか、そういう環境というものが、私は最も重要ではないのかなと思っております。

したがって、昨今の防災の課題というのは、どんな課題があるのでしょうか。時間の関係上、簡潔にお願いしたいなと思います。

議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 洞爺湖町においては、防災の関係、課題という前に、やはり今、議員がおっしゃったとおり、想定外というような言葉で災害の話をするのではなく、たればということのないような形の中で、一つには有珠山噴火、また、津波、そして、土石流災害、また、地震等があります。

特に、気象の変動によって、集中豪雨等が、近年はやはり局地的に起こるところでもありますので、そうした部分ではしっかりと、何があっても対応できる体制を整えていかないといけないとは考えております。

そうした中で、課題という部分では、組織の中での、やはり役所の中では、防災計画等がしっかりできているところで、個々にまた、職員もいろいろ学習しているところですが、一番大事なところは自助、共助、こちらのほうをしっかりと整えていかないといけないと思っております。

そうした中では、先ほども町長が話しておりましたとおり、自主防災組織は現在、4自治会ができておりますが、やはり42の自治会全てが自主防災組織の中で、隣近所で助け合っていて、また、災害の想定をして、平常時はいろいろな訓練をしながら、災害に備えていかないといけない。まず、その部分では、自助、共助という部分がしっかりと整うことを、これからやっていかないといけないということが課題と考えております。

議長（佐々木良一君） 越前谷議員。

2番（越前谷邦夫君） 今の担当課長の答弁で、三助の精神といいましょうか。それをしっかりと地域に定着できるような、そういう環境づくりをしていかなければならないということをお答弁されたいと思うわけであります。

私どものこの洞爺湖町、過去に2回の大きな有珠山災害に見舞われて、そして、激甚災害法が適用された地域でもあるわけでありまして。しかし、この災害というのは、年々、たつにつれて意識が風化してしまう、そういう懸念もあるわけでありまして。

したがって、どうしたらこういう風化させない意識をしっかりと定着させられるのかと、いかにこの意識というものを向上させていくべきなのかというのが、大きな課題として、

我々は取り組んでいかなければならないことだろうと思うわけであります。このことは理事者も同じ見解をお持ちだと思っております。

そこで私は、昨今、いろいろな想定内の、災害を想定した中での避難訓練等々も実施されているわけでありますが、先ほど申し上げましたように、常に行政に参画している者として、危機意識というものを持っていなければならない。行政に参加している者、当然、議会人もそのとおりであります。

ところが、どういう環境にあるのかと。訓練なども見ていると、防災訓練の主管は防災課だよなど。防災課の方々は一生涯懸命努力しておりますし、あるいはまた声をかけられたのでしょう、いろいろな方々が、防災訓練等にも職員は参画しておりますが、私がこの場で伺っておきたいのは、職員の果たす役割です。一体どの点が、大きく精力を傾注していかなければならないことなのかということが、現段階ではいまいち見えない。

確かに、いろいろな訓練を行っている中で、いろいろと重ねるたびに、プラス志向に向かっているというのは十分理解できます。

最近、住民の方々から、防災訓練に参加した中でこういう声が聞こえます。防災避難所というものを設置しているようだけれども、その避難所まで行く間の経路というものが明確に提示されていないのではないかと、そういう声も聞こえるわけであります。

さきの民生委員さん等と議会人の懇談の中で、こういうことが常に言われました。野外に34基なら34基の防災塔があるだろうけれども、全く聞こえないと。聞こえない地域もあると。それから、何を訴えているのか、聞きづらいという。

この辺もやはり、率直な住民の声としてしっかりと吸収した中で、この件についても、どう解消すべきなのか。命を救うためには金ではないと思っています。高額な金がかかったとしても、居住している地域の住民の方々の生命と財産を守れるならば、しっかりと環境づくりを整備する必要がある。聞こえないならば、聞こえるようにしなければならない。聞きづらいならば、聞きやすいような、そういう環境にしなければならないと思いますが、その辺、理事者の見解を伺っておきたいなど。

端的で結構ですから、お願いいたします。

議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 災害が発生したとき、住民に伝達する方法という部分では、前にもお話ししたとおり、消防の吹鳴サイレン、それと防災行政無線、また、エリアメール、また、防災ラジオ、当然、公共的なテレビ、ラジオもあるかと思えます。

議員のおっしゃる防災行政無線ですが、47基、平成28年の4月から整備しているところがあります。そうした中で、新しくデジタル化になっても聞きづらいという話は聞いているところではありますが、まず一つは、うちのほうでは、まず現状の中で、しっかりと言葉として聞き取れる話し方とかそういう部分では、伝わるように話すという訓練をしているところです。

ただし、家の中では、なかなか密閉された機密性のある家の中では聞きづらいということ

るもあります。そうした中では、まずはサイレンを鳴らす。これは、先ほどお話しした消防の吹鳴サイレンと防災の電子サイレン、これで何かあったというのを確認していただいて、その後、ラジオとか、また、テレビとかそういうもので情報をわかっていただければと思います。

また、近年は、携帯電話によるエリアメールというのが管内で全て、洞爺湖町役場から発することもできておりますので、そういう部分で、いろいろな伝達方法で伝えていくというのを考えています。

ただ、今お話ししている防災行政無線に関して、聞きづらいという部分については、今ある既存の施設の中で、どのようにしっかり伝えていけるのか、いろいろな方法を考えていきたいとは考えております。

議長（佐々木良一君） 2番、越前谷議員。

2番（越前谷邦夫君） 今、防災課長のほうから答弁をいただきました。非常に企画防災課長を先頭に、防災課員も随分、一生懸命汗を流しているなということは、十分理解しておる一人でもあるのではないかなと思っております。

やはり、そういった中において、47ある防災塔の中から発信する、そういう聞きづらい面は、これから即座に、速やかに、聞きやすいような、聞こえるような、そういうやっぱり対応、体制というものを構築しなければならないだろうと思っています。

今、防災課長のほうから、エリアメールについて答弁されました。まさに持っている人はそうかもわからない。ところが、持たない人との格差があるということです。携帯電話を持っていて聞こえる、あるいはそれに対応できる、見ることができるという人はいいのかもわからない。しかし、携帯電話を持っていない方々に対する対応というものも、しっかりしなければならぬのではないかなと思っております。

それで、時間の関係上、前に進めさせていただきますが、いわゆる洞爺湖町におきましても、自主防災組織というものが4団体ほど、4自治会ですか、あるということでございます。今回、三豊のほうに、先ほど申し上げましたように研修視察等に参りまして、丸亀町の川西地区でしたでしょうか。その地区をまとめている、これは行政マンではないのです。一般の方で、47地区を総まとめにしている方々に対する研修をさせていただきました。非常に勉強になりました。

その中では、時間の関係上、割愛させていただきますが、防災設備がどこにあるのか、どこへ行ったならば避難箇所であるよ、どこへ行ったならば備蓄されておるものがあるよ。そういったものが、しっかりと連携プレーとして定着しているということを大きな場で私は学習することができた。

洞爺湖町内で防災避難箇所も数多くあります。看板も建植してあるということでもあります。自分も見歩いてきたけれども、えっ、どこに看板あるのという、そういう認識をせざるを得なかった。この丸亀市の川西地区は、黄色と黒の大きな看板を各地域に、避難箇所や備蓄箇所には、誰が見てもあそこが避難所だよ、あそこに行ったら備蓄されているものがあるよ

と言うような、そういう今の視聴覚時代といいたいでしょうか。そういうものもしっかり定着していることに、洞爺湖町も、もっとあの辺を勉強してみる必要があるなという思いで帰ってきました。

私は、毎回この防災の関係については質問させていただいておりますので、時間の関係で割愛させていただきますが、いわゆる今回、学校回りもやって、理事者、教育長も聞いていただきたいのですが、防災教育をやっている学校もあれば、ここ二、三年やっていないという学校もあるのです。そのことは、やはり、私は先ほど申し上げましたように、語り継ぐ環境、そして、防災とは何か、サイレンが鳴ったならば、児童はどうあるべきかということ、学校教育現場でも教育の中にしっかりと植え付けさせる、そういうことが重要ではなからうかなと思っております。

三豊さんに研修視察に行って、その川西地区のことをございます、その中でちょっと、これは自分の書いた資料ですから、いわゆる小・中・高、学校と連携を基軸に、広域連携の活動を基軸に防災体制の強化を図っていると。防災教育というのは、いわゆる人づくりの一環としてやっているということが学習になりました。

小学校5年生、6年生は年3回から4回実施しているということであります。それから、中学校、高校生も年1回、幼稚園、保育所は年2回、こういうことをしっかりと、この丸亀の川西地区は実施しているのと、真夏でも真冬でも、夜間の避難訓練を実施しているということであります。当然、要介護者や赤ちゃんをつれた家族も参加しておるということをございますけれども、そういう教育現場の中で、しっかりと、防災教育というものが定着していると。

ただ、代表者の方々も懸念しておったのは、校長、教頭の考え方で、これが実施されない場合もあり得ると。そのことも申しておりましたので、申し上げさせていただきながら、どうしたら地域全体で防災に対する全エネルギーというものを集結できる、傾注できるかという、その方向性というものを、はっきりと、私は洞爺湖町としては出していくべきだなと思っております。

最後になりましたが、最近、基調講演ということで、この間もあったわけでありますけれども、防災訓練などを実施すると、学者の方々や先生の方々から基調講演がなされるのですね。これはこれとして、私はいいだろうなと思うのです。ただ、そこで、私が思うには、この基調講演に参画してくれた方々の中で、住民同士で防災訓練についての考え方やら、あるいはまた防災の方向性やら内容等のいわゆる企画、立案まで考えていただけるような、そういう住民間の討論もあってもいいのではないかなと思っております。

それというのも、先ほど出ていた川西地区では、行政主導でやる訓練ではなくて、民間主導型の訓練というものが定着しているというところを生かしながら、これからそうだよな、行政サイドの訓練も必要かもわからないけれども、民間は民間、住民は住民で行えるような訓練の環境というものを整えるべきではないのかなと、そういう思いを持っております。

ですから、理事者、簡潔で結構ですが、最後に理事者の現段階の見解を伺っておきたいな

と思います。

議長（佐々木良一君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） 災害は、いつ、いかなるときに、どこで起きるかわからない。これが災害でございますけれども、やはり、それに備えた日ごろからの訓練、これは必要ではないかというふうに思っております。

今、議員がご指摘の丸亀市ですか。その川西地区、こちらのほうにおきましても、いわゆる自治会が自主防災組織機能をつくられていると。これは本当に長い年月をかけて、ここまで本当に成熟してきたのかなという思いがいたします。

私どものまちにおきましては、今現在、42の自治会があります。そして、残念ながら四つの自治会しか、まだ自主防災組織ができ上がっていない。これは、やはり早い段階、一生懸命努力もしますが、早い時期に全ての自治会で自主防災組織が設立されるよう、これからも努力してまいりたいというふうに思っております。

まずはその努力、そしてその自助、扶助、これらがやはり地域の方々にしっかり捉えていただけるようなアピールというものも、行政のほうとして、しっかりやっつけていかなければならないなというふうに思っております。

さらには、学校関係でございますけれども、今現在も、私どもの学校もやらせていただいております。しかし、残念ながら、まだ数が少ないという部分もございます。今、教育委員会のほうでも校長会、教頭会を通じながら、一生懸命努力をしていただいておりますところがございますし、また、火山マイスター、いろいろな方、団体の方にも入っていただいている部分がございます。

訓練のほうにおきましても、単なる講演ではなくて、いわゆるそういう組織ができ上がらないだろうか、組織ができ上がる時にどういうふうに自分が行動できるか。そういう学習会というのもしっかり必要だというふうに思っております。

今のご意見を参考にしながら、また、今後とも防災教育に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（佐々木良一君） 2番、越前谷議員。

2番（越前谷邦夫君） 時間の関係で、特に平成29年度の予算編成で、理事者から将来の洞爺湖町のビジョンに向けての方向性というものは何点か伺ったわけではありますが、今の防災のところ、理事者、6月の議会において、こういう質問をさせていただきました。防災士資格取得の奨励、ご存じだと思いますけれども、そういうことを質問させていただきました。そうすると、理事者のほうから、防災力の強化は避けて通れないので、防災士認定に対する支援は、強く熱い気持ちで検討してまいりますということが答弁されております。

今回の発刊された議会の広報紙を見ても、さらに、災害に強いまちだけにしっかりと検証しながらということで、防災マスター、防災士については真剣に取り組んでいきたいと考えていますということを答弁されておりますけれども、平成29年度の予算編成の中で、この辺の予算措置というものはどう考えているのでしょうか。理事者から伺っておきたいなと思いま



す。

議長（佐々木良一君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） 今ご質問の防災士等々でございますが、今年度、私どものまちから6名の方が認定を受けてきたというふうに聞いております。うち職員が2名でございます。それらの関係につきましては、地域にこれから出て、やはり地域の方とよく話をしていく。その上で、先ほどの自主防災組織の設立ではございませんけれども、もっともっと、やっぱり人数をふやしていく必要があるであろうというふうに思っております。

一般の方もそうですし、職員ももちろん、それに参画できるような予算措置を考えていきたいというふうに思っております。

議長（佐々木良一君） 2番、越前谷議員。

2番（越前谷邦夫君） それでは、漁業振興について質問させていただきます。

平成28年8月30日の台風10号による被害状況と復旧対策について、ここで伺っておきたいなと思います。

いろいろ担当課のほうから、やっぱり台風10号による被害状況などは経済常任委員会を通してでも、また、全体会議の中でも資料として提供されておりますから、おおむねは被害状況というのは理解しておるつもりでいます。

北海道で、10月現在で約80億円のこの台風10号による被害があったということが報道されております。噴火湾の被害は、ホタテ養殖施設等、噴火湾全体で約37億円ということになっております。

したがって、こういうことが明確になっておりますが、ぜひ産業振興課のほうから被害状況の金額等について答弁していただきたいなと。簡潔にお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 佐藤産業振興課長。

産業振興課長（佐藤孝之君） 被害状況の金額等ということでございます。

金額等については、ホタテガイの養殖施設でございますが、これにつきまして、虻田漁協については養殖施設が225万円の被害ということです。これは激甚災害の指定ということで、国のほうで施行されたのですが、この中身については、養殖施設が20%を超える被害、それともう一つが養殖施設の被害が2,000万円を超える場合ということです。それに該当すれば激甚災害で10分の9ということになるのですが、今申しましたように、虻田漁協については225万円の被害ということで、噴火湾の豊浦礼文から伊達までのいぶり噴火湾漁協全体でも1,500万円ほどでございますので、激甚災害の対象には現在のところはならないというような状況でございます。

議長（佐々木良一君） 2番、越前谷議員。

2番（越前谷邦夫君） ホタテ養殖施設、あるいはまた養殖の生産物だとか、あるいはまた漁船共同作業施設、陸上被害施設等々、合わせて約6,800万円の被害額であったかのように報告を受けております。

私は、今回の養殖施設で225万円程度に終わったなということは、正直言って安堵してい

ます。このぐらいで終わってよかったなという。森地区あたりは非常にこの養殖施設が被害をこうむったということでもあります。

さきのテレビ等で報道されて、ああ、そうなのかなと思ったのは、例えば寿都町の漁業協同組合の漁民の方々が出て、放映されておりましたが、今回の10号の被害は少なかったと、養殖施設は。それはどういうことなのかということ調べてみると、いわゆる寿都町あたりは、ブロックから、いかりにしたというのですね。いかりをかたい盤まで食い込むような、そういう、国の制度を使って、改修を、補修をしたということでもあります。

そのことによって、この養殖施設が非常に被害が少なかったということがテレビ報道されて、ああ、そういうものなのかと。そして、洞爺湖町内の前浜の漁民の方々に対して聞いてみると、いかりをやっている部分もあるけれども、おおむね、ほとんどブロックのそういうおもりなのだとということでもあります。

そういうことから、私は今回の前浜のホタテの被害状況というものに、非常に注目点を置いております。聞くところによると、大体7割から8割が被害を受けているということなのですね。7割から8割、これは大変なことですよ。前浜でとれるホタテが水揚げされない。住民の方々に食べていただきたいと思うけれども、あるいはまた買っていただきたいと思うけれども、貝がないからどうにもならないのだという。

かつて理事者もおっしゃっています。自分もそう思っておりますが、洞爺湖町の経済の土台である観光産業を土台にして、農業、漁業がいわゆる羽であると。そういうことを言っている前浜の漁業の主力の産物の7割、8割が被害を受けて、ことしは水揚げするのがないのではないかと。そういう声さえ聞こえるわけでありましてけれども、産業振興課長、この状況というのは、そういう声というのは、実際にそうなのか、どうなのか。簡潔にお願いしたいなと思います。

議長（佐々木良一君） 佐藤産業振興課長。

産業振興課長（佐藤孝之君） ホタテの被害が7割から8割というようなお話でしたが、ホタテについては、当初からことしは死んでいるなという話もありまして、今現在、昭和52年の大量へい死に次ぐような、そういう状況です。

原因はわからないのですが、ことしは気温も高かったせいもあり、そういったことも要因なのかもしれません。今回の台風の被害でということでの7割、8割というような状況ではないのですが、そういった、実際にへい死している状況がその程度ございますので、今後その辺は、大変懸念するところではございます。

議長（佐々木良一君） 2番、越前谷議員。

2番（越前谷邦夫君） 今、産業課長のほうからホタテのへい死状態ということで、同じような見解でいるかのような答弁があったわけでありまして。

このへい死状態のですね、理事者、原因は一体どうなのかと。本当に、この台風の被害ではないかのような答弁を今されておりますが、これは原因究明をしなかったら大変ですよ。前浜のホタテガイが7割か8割、へい死状態だと。稚貝は大丈夫だということなのですね。

その稚貝を耳づり等にやっても生産して、出荷できるといったら2年も3年もかかりますよ。そうすると、2年も3年も全く生産できない、販売できない。そういう状況になってくるのではないかなという懸念を持っているわけなのです。

このへい死状態というものを原因がわからないということで済まされるものではないと思っています。これは、こういう主力のホタテの養殖産業というものが、今、危機的状況にあるという認識を持って、原因をはっきり究明するということが大事ではないですか。

これは、洞爺湖町だけの課題ではないと思っています。私はやはり噴火湾全域、かつて、合併する前は11町村があったわけでありましたが、今は合併して7自治体になっていると思いますけれども、その7自治体の町長やら市長やら、あるいはまた漁業関係者等も集まって、この対策に取り組んでいくような、そういう機運を高める必要が、理事者、あるのではないのでしょうか。お願いいたします。

議長（佐々木良一君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） 今、議員がおっしゃられました内浦湾のホタテ養殖事業に係るホタテガイへい死問題でございますが、これにつきましては、私どもの漁業協同組合だけではなくて、近隣あるいは対岸の内浦湾全体の問題かなというふうにも思っております。

この対策等々につきましては、さきの11月、私がちょうど上京させていただいたときでございますが、国あるいは議員会館を回らせていただいて、要望もさせていただいてきているところでございます。しかし、残念ながら、今、現実に原因が究明されない。気温のせいなのか、水温が2度、3度上がっているせいなのか、あるいは、海底に原因があるのではないだろうか。いろいろなことが想定されるわけでございますが、残念ながら、原因が究明されていない。

今、北海道、内浦湾、特にいぶり噴火湾漁業協同組合、そして渡島・檜山の漁業関係者、そちらのほうとも連携をとらせていただいております。どちらの振興局が主体となるかは別として、この内浦湾全体で国に要望していこうという機運を高めているところでございます。

議長（佐々木良一君） 2番、越前谷議員。

2番（越前谷邦夫君） 今、理事者が述べられているように、噴火湾全体の問題として、積極的にやはり国あたりに働きかけをしていただきたいなと。特にやっぱり原因がわからないというところに大きな不安というものが漁民にもあるわけでありますから、しっかりと、この原因究明に当たるということが大事ではないだろうかと思っております。

そこで、洞爺湖町あたりも非常に力を入れてきたのは、カレイのマツカワです。このマツカワに放流事業として随分力を入れてきた。ところが、このマツカワというカレイは、産卵する場所は福島と言ったから、自分は檜山管内か渡島の福島かなと思ったら、福島県らしいのですね。福島県まで移動するという、このマツカワというカレイは。そういうことも漁業者の方々やら漁業協同組合の関係者から伺って、驚いているわけであります。

そういったことも考えると、いろいろ洞爺湖町も力を入れてきているわけでありますが、

何といっても前浜の養殖漁業というのは主力漁業でございますから、後ほど、ナマコの関係も触れさせていただきますが、そういう重要なホタテという生産物の出荷状況がそういう状況にある。被害状況はそういう状況下にある。しっかりと受けとめて、先ほど申し上げたように国、道あたりに積極的に働きかけをして、原因を究明しながら、対策を講じていただければなと思っています。

今回、台風10号によって被害を受けた前浜の離岸堤、これは欠落・崩壊して非常に被害を受けたわけでありまして。同時に、赤川河口周辺も浸食が非常に激しくなっている、そういう声さえ聞こえてきておるわけでありまして。

かつて、私はこの件については、大磯漁港が建設されたならば、必ず潮の流れが変わってそういう浸食状況も変化するだろう、そういう懸念を質問させていただいておるわけでありまして、特に今回の質問の中では、離岸堤の欠落・崩壊したのをどういう手法でもって復旧、復興するのか、復元するのか。その辺を伺っておきたい。簡潔にお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 佐藤産業振興課長。

産業振興課長（佐藤孝之君） 離岸堤の修復につきましては、北海道のほうに要望しているところございまして、道のほうでは、今、水産庁のほうといろいろ、そういった打ち合わせをしているということでございます。

聞いたところによりますと、元の状態への復旧ということで、今後、例えば大きな災害が今後予想される、そういったものに対して、もう少し、今まで以上は、対策を望んでいたところでございますが、今のところは原状回復というようなお話を聞いております。

議長（佐々木良一君） 2番、越前谷議員。

2番（越前谷邦夫君） その離岸堤の復旧・復興については、理解を深めさせていただきました。

今、離岸堤を復旧するときに、当然、台船等になると思うのですが、大きな船が、当然、入ってくるだろうと。かつて、大磯漁港を建設するときに、台船があったころ、前理事者時代であったのですが、ナマコの漁場をつくらなければならない、ナマコの漁場を拡大しなければならないということで、台船で自然石を投石した経緯がございます。漁場をつくった経緯があります。そのことを非常に漁民の方々は、効果があると喜んでいただいておりますが、今回の台風等々によって、そのナマコの漁場そのものも、どういう状況になっているのかさえわからないような状態になってきていると。

そういうことでございますから、ぜひ理事者をお願いしたいのは、この台船が入ってくるでしょう。そのときには、やはり漁民の副業となり得る、そういうナマコ、ウニ、アワビ等々を含めての養殖等々も、これから真剣に考えていかなければならない。いわゆる漁業の分岐点に達しているのではないかなという懸念を持っておりますので、どういう手法をもってナマコの漁場拡大等々も図っていこうとするのか。通告しておりますから、その辺の考え方を伺っておきたいなど。

それと同時に、やはり前浜というのは、噴火湾というのは、噴火後に約2億円もホタテ、

やはりこの生産物が死んだということで被害が出たこともあるのですね、2億円も。これは噴火湾全体でありますけれども、そういう状況下にある前浜の水質等々も十分調査しながら、それから一番、やはり大事なものは、先ほどから申し上げているように、何が原因なのかということをしっかり国に働きかけをして、やはり調査する必要があるだろうなと思っております。このことをしっかりと申し上げておかなければならないと思っております。

いろいろ申し上げて、理事者の見解を伺いたいところでございますが、時間も来ておりますので、そこそこ、やめざるを得ませんけれども、やはり、この噴火湾の水質調査、あるいはまた漁業のあり方等々を、関係市町村、いわゆる関係団体による合同協議会を発足させて実施すべきだと思いますが、今も当初、合併前にあった噴火湾の活性化に向けた協議会というものは、存続されているのかどうなのか、伺っておきたいなと思っております。

議長（佐々木良一君） 佐藤産業振興課長。

産業振興課長（佐藤孝之君） まず、噴火湾の胆振地域、それから渡島地域、それぞれそういった協議会はあります。そのほかに、噴火湾会議といった全体の協議会組織もあります。

以上です。

議長（佐々木良一君） 越前谷議員。

2番（越前谷邦夫君） あと1分よりない、30秒ぐらいかな。理事者、理事者の強い思いというのは伝わってまいりましたから、しっかりと、これは農業も大事、観光も大事、この水産業も大事でありますから、今の状態をしっかりと受けとめて、理事者のそのバイタリティーのある行動に期待して、私の質問を終わります。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） 以上で、2番、越前谷議員の一般質問を終わります。

ここで、休憩をとります。

再開を1時55分といたします。

（午後 1時45分）

議長（佐々木良一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1時55分）

#### 諮問第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（佐々木良一君） 日程第3、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森副町長。

副町長（森 寿浩君） それでは、諮問第1号でございます。

議案書の1ページでございます。

人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員5名のうち1名について、3年間の任期が平成29年3月31日をもって任期満了となります。人権擁護委員の候補者として、法務大臣に推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるため、提案するものでございます。

記として、住所でございます。虻田郡洞爺湖町洞爺町57番地2、氏名については、村上正弘氏でございます。

以下、議案説明資料によって、ご説明をいたします。

議案説明資料の1ページでございます。

村上正弘氏のご経歴でございます。

生年月日については昭和27年3月24日、64歳ということでございます。

学歴につきましては昭和45年3月、北海道虻田商業高等学校をご卒業されております。

職歴については記載のとおりでございますが、51年4月に洞爺村役場に奉職され、平成24年3月に洞爺湖町役場を退職されております。

公職歴につきましては、平成24年7月から洞爺湖町廃棄物減量等推進審議会委員として現在に至っております。

平成28年4月からは、洞爺湖町農業委員会委員をされております。

団体歴等については、平成10年4月から、洞爺第1自治会会計として現在に至っております。

以上、ご提案を申し上げます。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。確認程度の質疑としたいと思います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

ここで、お諮りをいたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定いたしました。

これから、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、諮問のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（佐々木良一君） 起立全員であります。

したがって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、諮問のとおり答申するこ

とに決定いたしました。

議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第4、議案第27号洞爺湖町手話言語条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森副町長。

副町長（森 寿浩君） それでは、議案第27号でございます。

議案書の2ページでございます。

洞爺湖町手話言語条例の制定についてでございます。

洞爺湖町手話言語条例を次のように定めるものでございます。

現在、町民が手話と接する機会は少なく、手話や聴覚障がいに対する理解が十分に深まっているとは言いがたい状況を受けて、全ての町民の人格と個性が尊重され、自分らしく豊かに暮らすことができるまちづくりを進めるため、また、当町を訪れる人が安心して来訪できる社会を構築するため、手話が言語であるとの認識に基づき、町、町民及び事業者の責務や役割、手話の普及等に関する施策を推進するための基本的事項について所要の定めをするために提案をするものでございます。

条例でございますが、前文がございます。

前文は、手話を言語として認識し、手話を推進していくために必要な事項を条例として定めることを宣言しているものでございます。

各条でございます。

第1条は、目的でございます。手話が言語であるとの認識に基づき、町、町民及び事業者、全ての人々が手話の普及を図り、誰もが安心して暮らせる社会を実現することを目的としております。

第2条は、基本理念でございます。手話を必要とする人が手話による意思疎通を円滑に図る権利を有していること、その権利は尊重されることを定めるものでございます。

第3条は、町の責務でございます。町民や事業者に対し、手話への理解促進、手話の普及を図り、手話を使いやすい環境にするために必要な施策を進めることを定め、第4条では、町民の役割として、手話の理解を深めること、町が推進する施策に協力するよう努めることを定めております。

また、3ページになりますが、第5条では、事業者の役割として、手話に関する町の施策に協力するよう努めるとともに、手話を必要とする人に対して利用しやすいサービスを提供するよう努めることを定めております。

第6条は、施策の推進方針でございます。障がい者に関する計画等との調和が保たれていること、また、具体的な推進方針の事項などを定め、推進方針の策定や変更などを要するときは、町民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを定めております。

第7条は、委任でございます。委任につきましては、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとしております。

附則でございます。

この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案を申し上げます。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、立野議員。

6番（立野広志君） ただいま提案されております洞爺湖町手話言語条例の制定に関して質疑をいたします。

2013年の10月9日に、全国の自治体で初めて鳥取県議会で手話の意義を独自の言語体系を有する文化的所産というふうに規定する手話言語条例が全会一致で可決、成立いたしました。特に手話が言葉として認められたことは、障がい者の人権が認められた画期的なことであり、障がい者が社会的に差別を受けることなく暮らせる環境をつくる上で、大きな役割を果たしたものであります。

一般財団法人全日本ろうあ連盟に参加されている皆さんの粘り強い運動によって、今日まで全国の自治体で、今、条例制定が進んでいます。そのことに敬意を表するとともに、このたびの条例提案を歓迎したいと思えます。

そのことを踏まえて、3点ほど質問をさせていただきたいと思えます。

1点目として伺いますが、条例ができて、具体的に実行されなければ意味がありません。仮に条例が制定されたとして、この条例の第6条の施策の推進方針に明記されているように、今後、推進方針及びその計画を策定することが求められているわけですが、これはいつまでに、どのような方法で計画をつくろうとお考えになっているのか。その点について伺いたいと思えます。

2点目には、条例に基づいて、手話通訳者の配置やタブレット端末を利用した遠隔手話通訳サービスなどの実施、そして、耳の不自由な人が情報を得たり、発信しやすしたりする取り組みを進め、さらに、職員や町民が手話を学べる機会もふやすなど、こうした取り組みなどがこれから計画されると思えます。それらの進捗状況をチェックするための手話施策推進協議会というのを設置することになっておりますが、これを設置する考えがあるのかどうか。

3点目は、ことしの4月から障害者差別解消法というのが施行されたのはご存じだと思います。この法律の目的は、障がいがあってもなくても、誰もが分け隔てられず、お互いを尊重して暮らすことができるように差別を解消すること、誰もが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現を目的としています。法律で対象となっている障がい者は、障がいのある人全てで、障害者手帳を持っていなくても対象になります。

この法律に基づいて、地方公共団体、洞爺湖町などは障がいを理由とする差別を禁止する



法的な義務を負うこととなります。具体的な対応が求められるわけですが、障がいのある方から社会的な障壁、バリアの除去を必要とするというような意思表示があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは合理的配慮の提供をしなければならないと、こんなふうに規定されています。少し難しい表現ですので簡単に言えば、障がいのある方から助けてほしい、こう言われたときにはできる限りの努力をするということが、これは地方公共団体としてとらなければならない責任であります。

今、提案されている手話言語条例は、この第2条で手話を必要とする人が手話による意思伝達を円滑に図る権利を有しているというふうに定めて、その権利は尊重しなければならないというふうに明記しています。

この基本理念に反する事態となったときに、障がい者の方の権利を守る上で障害者差別解消法に基づく対応が町に求められることとなりますが、この法律の第17条には、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置として、障害者差別解消支援地域協議会の設置をすることができるというふうになっています。

当町は、この協議会を含めて設置し、今回提案の条例が完全に施行できるような、また、その中で出てくるさまざまな問題を改善していく、そういう対応を考えているのかどうか。この点について伺いたいと思います。

議長（佐々木良一君） 皆見健康福祉課長。

健康福祉課長（皆見 亨君） まず、1点目のいつまでに、どのような方法で計画並びに推進方針等を作成する考えなのかということでございます。

これにつきましては、平成29年度に、平成30年度からの3カ年を計画期間とする第5期洞爺湖町障害福祉計画を策定する予定でございまして、今計画の中に手話推進のための推進方針及び計画を北海道ろうあ連盟や近隣市町の関係者などからご意見をいただき、目標達成のために織り込んでまいりたいと考えております。

2点目の手話施策推進協議会を設置する考えでございしますが、手話推進のための計画の進捗状況や評価、検証は、私も大変重要であると考えております。このことからチェック機関といたしまして、このたびの手話言語条例制定に向け、ご尽力をいただきました洞爺湖町障害者自立支援協議会にその任をお願いする予定としていただいております。

三つ目の障害者差別解消支援地域協議会の設置の考えでございしますが、議員からお話しいただきましたとおり、本年4月より障害者差別解消法が施行され、障がいを持っている方に対し、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供が求められております。

今回、手話言語条例の提案をさせていただきましたが、条例制定後の取り組みといたしまして、方針に基づき、手話の普及啓発の理解促進を行うとともに、手話を必要とする方に対して、意思疎通の手段を確保すること等により、障害者差別解消法の合理的配慮の提供に対応できるものではないかと考えております。

障がい者差別を解消するための取り組みを行うネットワークづくりとして、ご提案の協議会をつくることができるとされておりますが、当町は障害者自立支援協議会の委員が各関係

機関の方と障がいのある方で構成されているため、障害者自立支援協議会でその役割を担うことで確認をしているところでございます。

議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

6番（立野広志君） 先ほど私が3点について指摘させていただきましたが、いずれもこの洞爺湖町障害者自立支援協議会において対応するというお話でありました。

そして、この条例制定後、実際にこれが実施される、手話言語条例として実際に具体的な施策が始まるのは平成30年、再来年ですね。再来年からだというお話でありました。できるだけ早く取り組まれることが望まれるわけですが、特に2番、3番で取り上げた問題について、ちょっと再質問させていただきます。

実は障害者自立支援協議会の要綱をいただきまして、その目的を見ましたら、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業、システムづくりなどの協議の場であるというふうになっています。ですから、今、提案されている条例に基づく、例えば推進方針、その計画、具体的事業の実施状況などをチェックするということや、あるいは、障がいのある方から助けてほしいと要望された場合も、全てこの自立支援協議会が請け負って対応するというふうに言われていますが、要綱を見ますと、その辺のことがきちんと明記されていない。ですから、例えば、障害者自立支援協議会の設置目的とか、あるいは取り扱う項目の中に、このことをきちんと明記すべきではないかというふうに思うのですが、どうでしょうか。

議長（佐々木良一君） 皆見健康福祉課長。

健康福祉課長（皆見 亨君） まずは、訂正をお願いしたいと思います。

先ほど平成29年度に策定する障害福祉計画の中で手話言語条例の計画等についても盛り込むというお話をさせていただきましたが、平成29年度からできること、例えば普及活動、町広報紙を用いたり、パンフレットを全戸配布したりだとか、予算はもちろんかかわってくるころではございますが、できるところにつきましては平成29年度から、今、実施する考えでおります。

まずは、その点をご理解いただきたいと思います。

それから、先ほどの自立支援協議会の要綱でございますが、ご提案のございました手話施策推進協議会及び障害者差別解消支援地域協議会、これらの役割を障害者自立支援協議会に担っていただきますということに対しまして、先ほどの設置要綱について必要な事項、ご提案いただきましたとおり、目的や所掌事務、委員の構成など、改正等に向けて早急に整備してまいりたいというふうに考えております。

議長（佐々木良一君） 3回目です。立野議員。

6番（立野広志君） 3回目の質問ですので、わかりました。ぜひそういうふうにしていただいたほうがいいと思います。障がい者にかかわる問題を何もかも一つの機関が対応するというのは、障がい者の権利を守り、尊重するという一方で、本当にできるかどうかとちょっと不安もあるのですが、こういう小さなまちの中での取り組みとして、そういった中で取り

組んでいく、具体的に取り組みの中身も明記して、やっていくということですから、そういう方向でぜひやっていただきたいと思います。

しかし、もう一つ気になるのは、この自立支援協議会の設置要綱には、どちらかというと施設に通所するか、あるいは施設に入所しているなどの障がい者を中心として、例えば虐待などの行為があった場合に、これに対してきちんと対応するというふうなものはあるのですが、社会生活、地域生活の中で、例えば町民、そして行政、そして、特にいえば事業者に雇用されている障がい者の方が何か差別的な扱いを受けた場合に、きちんとそういった問題についても受けとめて協議し、対応できるようなものにしていくべきだというふうに思うのですね。

3回目ですので、そういうことも含めて、今後、内容を検討していただきたいと思いますというふうに思うのですが、いかがですか。

議長（佐々木良一君） 皆見健康福祉課長。

健康福祉課長（皆見 亨君） わかりました。そこら辺を含めまして検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長（佐々木良一君） 9番、板垣議員。

9番（板垣正人君） 簡潔に話したいと思います。

一昨年9月の会議のときに、私は意見書の提出者として、皆様のご賛同をいただきまして、全会一致で意見書を送ることができました。今2年たって、この条例ができたことが非常に喜ばしいことだと、私は個人的に思っております。

私は立野議員が今言われたほど奥深くまでではなくて、ただ、このまちとしてせっかくできた条例を、先ほど課長の答弁のところの一部ありましたが、特にこの第3条のところです。町の部分ということで、手話を使いやすい環境にするために必要な施策を推進しなければならないというこの条文を見まして、やっぱり事業者や町民もそうなのですが、まず町が主体的に、例えば難しいことはわかりませんが、きちんと予算をつけて手話教室をやるとか、町民になるべく手話の関係に少し触れてもらうような場面もつくるか。広報紙とかだけだったら、なかなか、見ている人と見ていない人と、関心があるないと、いろいろありますから。例えば、学校なんかでも手話の一部を取り上げてもらって、教室で勉強してもらおうとか、そういうことで考えられないのかなと、私は個人的に思いましたが、その辺はいかがなものでしょうか。

議長（佐々木良一君） 皆見健康福祉課長。

健康福祉課長（皆見 亨君） 今、学校の生徒に普及させてはというお話をいただきましたが、実はせんだって学校のほうに、一部の学校ではございますが、この手話の普及について授業の中で取り入れていただけないかどうかというところをちょっと打診して確認させていただきました。そうすると、学校のほうとしても前向きに検討していきたいというような話もいただいております。

また、あるまちの幼稚園では手話を普及させ、そういった手話を発表する場、これも設けているというようなお話もいただきました。

そういったところから、まずは子供のほうから、子供たちに手話というものを普及させていくというのも一つの方法かと私も思っておりますので、そういったところも含めて今後の施策の中に、計画の中に盛り込んでいきたいというふうに考えているところでございます。

議長（佐々木良一君） ほかに質疑はありませんか。

9番（板垣正人君） それをやるために、例えばすぐ人材というか、教える講師の方とか、なかなか地元にはいないのかなと思ったりもしていますし、1人や2人ではなかなか足りないのかなと思ったりもしますので、人材の確保というか、その辺は何か考えていらっしゃいますか。

議長（佐々木良一君） 皆見健康福祉課長。

健康福祉課長（皆見 亨君） 平成29年、来年の4月から庁舎内に手話通訳者を任用する方向で、現在、北海道胆振総合振興局並びに近隣の手話協会へ人材の推薦について相談、依頼しているところでございますが、手話ができる方も年々高齢化しており、なかなか難しいとの話を伺っております。

町といたしましては、できる限り専従の手話通訳者を任用したく考えてございますが、そういったところで、まずはご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（佐々木良一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号洞爺湖町手話言語条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号洞爺湖町手話言語条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第5、議案第28号洞爺湖町定住促進住宅条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森副町長。

副町長（森 寿浩君） それでは、議案第28号でございます。

議案書の4ページでございます。

議案第28号洞爺湖町定住促進住宅条例の制定についてでございます。

洞爺湖町定住促進住宅条例を次のように定めるものでございます。

この住宅につきましては、公営住宅に入居できない方あるいは単身者、ひとり親などを含めて、定住を促進するために整備をするものでございます。

条ごとにご説明させていただきます。

第1条は、趣旨でございます。定住人口の増加と町の活性化を図るために定住促進住宅として設置するものでございます。

第2条は、名称及び位置でございます。名称は、レジデンス洞爺A及びBということで、住所は、洞爺湖町洞爺町413番地の4となっております。

続いて、第3条、入居者の公募方法でございます。町のホームページ、広報、回覧文書等、二つ以上の方法により公募するものでございます。

第4条は、入居者の資格でございます。町内に定住を希望していること、町税等を滞納していないこと、最後に、法に規定する暴力団員でないこととしてございます。

第5条は、入居の申し込みの規定条項でございます。

第6条は、入居者の選考及び決定でございます。入居申し込み者の数が募集の数を超えたときは、抽せんその他、公正な方法により、入居させることとしてございます。

第7条は、入居補欠者の条項でございます。入居決定者のほかに、補欠として必要と認める数の入居補欠者を定めることができるとしてございます。

第8条は、入居の手続でございます。入居決定者は、入居決定のあった日から10日以内に（1）から（3）の手続をすることを定め、（4）で法定代理人を欠くときの規定を定めてございます。2項以降は、手続に関連する規定でございます。

次に、6ページでございます。

第9条、同居の承認でございます。

入居の際に同居していた親族以外の者を同居させようとするときは、町長の承認を得なければならないことなどを規定しております。

第10条は、入居の継承でございます。入居決定者が死亡または退去し、その時点で同居していた者が引き続き居住を希望する場合は、町長の承認を得なければならないこととしてございます。また、承認をしてはならない規定を定めております。

第11条は、家賃の決定及び変更でございます。家賃は、月額2万9,000円としてございます。また、2項は家賃の変更を定めるものでございます。

第12条は、家賃の減免または徴収の猶予でございます。入居者または同居者が疾病にかかったとき、または災害により著しい損害を受けたとき、及び特別な事情があるときは、減免または徴収の猶予を受けることができるとしてございます。2項から4項については、減

免等に関する規定でございます。

第13条は、督促の規定条項でございます。

第14条は、家賃の納付でございます。家賃は、通知した入居可能日から明け渡した日まで徴収し、毎月末までにその月分を納付しなければならないことなどを規定しております。

第15条は、敷金でございます。3カ月分の家賃相当を徴収することとしてございます。また、立ち退く際に還付することとしており、利子はつかないとしてございます。

第16条は、敷金の管理の規定条項でございます。

第17条は、入居者の費用負担でございます。入居者の負担は、住宅の小破修繕、電気、ガス、上下水道、灯油代等について定めたものでございます。

8ページでございます。

第18条は、入居者の保管義務等でございます。使用については、必要な注意を払い、正常な状態において維持しなければならないことなどを定めたものでございます。

第19条は、収入状況の報告の請求等でございます。家賃の決定、減額、免除または徴収の猶予に関し、必要があると認めるときは、当該入居者や関係人に報告を求める等、定めたものでございます。

第20条は、住宅の検査でございます。明け渡す5日前までに届け出をし、検査を受けなければならないこととしており、模様がえ等を行った場合は、原状回復を行うとしてございます。

第21条は、住宅の明け渡し請求でございます。不正な行為による入居や家賃を3カ月以上滞納したときは、入居の取り消しまたは明け渡しを請求することができるとしてございます。

9ページに行きますが、第22条は、駐車場の使用の申し込み及び決定でございます。駐車場の使用を希望するときは、使用申し込みをしなければならないとしてございます。また、使用の条件を定めております。

第23条は、使用者の決定でございます。駐車場の設置台数を超えるときは、公正な方法により、選考することとしてございます。

第24条は、駐車場の使用料でございます。近傍同種の駐車場の使用料を限度とし、町長が定めることとしており、家賃同様、減免及び徴収の猶予を受けることができるとしております。駐車料金については、月額1,000円ということで考えております。

第25条は、駐車場の使用料の変更についての規定条項でございます。

第26条は、使用許可の取り消しでございます。次のページにわたります。不正な行為による許可を受けたときや使用料を3カ月以上滞納したときなど、使用許可の取り消しまたは明け渡しを請求することができることとしてございます。

第27条は、準用でございます。駐車場の使用については、第22条、駐車場の使用の申し込み及び決定から、前条の使用許可の取り消しまでに定めるもののほか、第13条の督促、第18条の入居者の保管義務等及び第20条の住宅の検査の規定を準用することとしております。

第28条は、定住促進住宅管理人でございます。住宅には定住促進住宅管理人を置くことができるとしております。

第29条は、立入検査についての規定条項でございます。

第30条は、勧告でございます。入居者が暴力団員と判明した場合であって、住宅の管理に特に必要があると認めるときは、住宅の明け渡しその他、必要な措置をとるべき旨、勧告することができるとしてございます。

第31条は、規則への委任でございます。

第32条は、過料でございます。詐欺または不正な行為により、家賃の徴収を免れた場合は、免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処するとしてございます。

最後に、附則でございます。

平成29年4月1日から施行するものとし、準備行為としまして、入居の決定に関し、必要な手続その他の行為は、施行前においても行うことができるとしてございます。

以上、ご提案を申し上げます。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

3番、五十嵐議員。

3番（五十嵐篤雄君） 3点ほど、お伺いしたいと思います。

この条例は、来年の4月1日からの施行ということでございます。

現場では、この寒い冬の中ではございますが、着々と工事が進んでおりまして、外観といいますか、大きさがわかる程度にまで工事が進んできております。

そこで、条例は来年の4月1日の施行でございますが、実際にいつから入居が可能なのか、また、そのためにいつから公募するのかをまず確認したいということが1点です。

それから、二つ以上の方法で公募を行うということが条例でうたわれておりますが、文章だけのケースが多々見られます。特にホームページ等の場合には、外観と室内等の写真もしっかり載せた形で公募をしていただけるかどうか、その確認でございます。

もう一点は、この入居の条件であります。今現在、この洞爺湖町に、民間でも何でもいいのですが、住宅を借りている方が、家賃の安さとか新築ということで移動のためにこの住宅を希望する場合。できるのであれば、定住と言っても勤務地がこの洞爺湖町であって、ほかのまちから通っている方が、本当は入っていただければ、この目的にかなうのだと思いませんけれども、そんな形を明記されていないのですが、審査といいますか、資格を調査するというか、対象としていいかどうかの中に、今のような要件というのは加味されるのかどうか。その3点をお伺いいたします。

議長（佐々木良一君） 佐藤産業振興課長。

産業振興課長（佐藤孝之君） まず、1点目のいつから入居が可能なのか、公募はいつからするのかということでございます。

これはでき上がるのが3月末なのですが、実際にでき上がってからとなると4月に入って

しまいます。それで、やはり早い時期に周知して3月中に入れるような形がとれれば一番いいのかなということで、今考えているところです。その辺は住宅の建築の状況も踏まえながら、ちょっと検討していく部分もあるとは思いますが、考え方としては、例えば2月か3月の初めぐらいから、もう募集して、早い時期に3月くらいには入れるように考えたいということでございます。

それから、2点目は公募の仕方、室内の写真等ということでございます。

今のこととちょっと関連する部分もありますけれども、実際に住宅ができるのがやはり3月の末なものですから、公募するときに、やはり早く公募したい部分はあるのですが、その辺をちょっと状況も踏まえながら対応できるものはしていきたいなというふうに考えております。

それから、今現在ほかの民間、あるいはほかの住宅に入っている方から申し込みがあった場合ということで、これは、特にこれを拒否するというような項目も設けておりませんし、それにつきましては、一般の募集をして、その中で対応していきたいというふうに、特に断るとかということは考えてございません。

以上です。

議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

6番（立野広志君） この条例は、ここの表題にもありますように定住促進住宅という名称に、一応、条例名はなっています。つまり、洞爺湖町が少子化の中で、また、住んでおられる町民の方が年々減少しているという中で、何とか定住対策、転入者も含めてですね。定住対策をとろうということで建てられるということなのですが、ちょっと端的にお聞きしたいのですけれども、定住促進住宅というからには、やはりそれにつながるような、そういう何か一般の町営住宅と比べても、定住促進につながる何か利点があるということで建設されるものなのか。それとも、あくまでも一つの町営住宅として建設されるということで、名前がこうなっているだけなのか。その辺、定住促進にどうこれを結びつけていこうとしているのかというところを、ちょっと説明をまずいただきたいと思います。

もう一つは、入居の資格の中に、町内に定住を希望し、かつ、住宅を必要としている者であることということで書いてあります。多分、入居申し込みのときに、そういう趣旨のことが書かれるか、あるいは、そこにチェックがついていれば、それで該当するのかなという気もしないではないのですが、そういうことを条件として入居を認めようとしているわけです。

ただ、私が気になるのは、やはり何か一般の住宅もそうですけれども、この定住促進と言いながら、例えば、3カ月分の敷金を徴取するというのは、特に若い方たちがこのまちに仕事を求めて転入してきた、そのときに住む家がない。そういうときに、例えばこういう住宅があるということで、月2万9,000円でしたか、払えばできる。しかし、3カ月分の家賃まで払うとなったら、なかなか大変だという状況もあるのだと思うのですね。

その辺の何か猶予といいますか、緩和策。ちょっと敷金としても非常に高いなという気が



するのですが、そのことについては、どういう検討がされたのかということ、ちょっと説明いただきたいと思います。

議長（佐々木良一君） 佐藤産業振興課長。

産業振興課長（佐藤孝之君） まず、定住につながる住宅なのかというご質問がございました。これは、今までの公営住宅などについては、所得制限というものがございまして、入りたくても入れないというような方もございます。それで、今回、この住宅についてはそういった所得制限を設けなくて、通常のそういった公営住宅に基づく所得をオーバーする方も入れるというようなことで考えてございます。実際にお話を聞くと、所得が制限されているために公住に入れなかったということもあると聞いておりましたので、この住宅についてはそういった制限はしないということで考えてございます。

それから、敷金の3カ月分については、例えば本人の責任で建物が壊れたとか、そういったときに、町がそれを全部直すということであれば問題ないのしょうけれども、実際に、そういった責任に伴って直さなければならないというような部分が出てきたときには、やはり本人がもし仮に出る場合、一気にそういった負担をしなければならないというような部分も出てきます。その辺は逆に大変な部分なのかなということで、同じく、ホープとオアシスもそうなのですが、それと同様に、やはり敷金は納めていただくというような考えで整理をしております。

議長（佐々木良一君） 澤登経済部長。

経済部長（澤登勝義君） 今の敷金についてでございますが、一応、条例の中では、最終的には還付するということになってございます。

それで、この金額についての部分でございますが、先ほど担当課長のほうからも申し上げましたとおり、公営住宅法によらないというのが一つ大きな特徴であるということと、当初、単身という若い方を想定してありまして、そういう事前の希望の動向調査などでもした上で、利用される範囲を広げていった経緯がございまして、今回提案の条例内容となっているということです。

部屋のつくりも一般単身者用住宅よりは2DK的に面積も余裕を持って広げて、将来的に結婚された場合において退去しなければならないというところについても、継続でき得るような、そういう緩和策をとらせていただいているということで、ご理解いただければというふうに考えております。

議長（佐々木良一君） ほかにございますか。

7番、小松議員。

7番（小松 晃君） 1点だけ伺いますが、この住宅については、計画から建設、入居の募集、入居の決定まで産業振興課が窓口でやるのでしょうかけれども、4月以降、入居した後も、これは産業振興課が所管の課になるのですか。

議長（佐々木良一君） 佐藤産業振興課長。

産業振興課長（佐藤孝之君） でき上がってからの管理につきましては、現在の住宅もそう

なのですが、虻田本町側にある住宅については建設課のほうで、今、管理しているのですが、洞爺側にあるホープとオアシスについては総合支所のほうで、今、管理しております、それと同様に、この住宅については洞爺総合支所のほうに、でき上がった以後、管理をお願いしたいというふうに考えてございます。

議長（佐々木良一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号洞爺湖町定住促進住宅条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号洞爺湖町定住促進住宅条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議案第29号及び議案第30号の一括上程、一括説明、一括質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第6、議案第29号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第30号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

森副町長。

副町長（森 寿浩君） それでは、議案第29号、第30号を一括してご提案させていただきます。

議案書の12ページでございます。

まず、第29号でございます。洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

今回の改正の趣旨でございますが、本年度の国家公務員の給与改定による官民格差に基づき、職員の給与水準が増額改定されることから、これに準拠し、議会議員並びに特別職の期末手当の支給割合を増額改定するものでございます。

なお、本改定の反映は、本年度において12月支給分のみを0.1カ月分増加させ、平成29年

度以降は6月、12月の支給割合をそれぞれ0.05カ月、増加させることとなっていることから、第1条においては平成28年12月の期末手当の改定を行い、第2条において平成29年度以降の期末手当の改定を行うものでございます。

それでは、議案説明資料により、ご説明をさせていただきますが、議案説明資料2ページでございます。

新旧対照表でございますが、上段は、第1条の関係の表でございます。

第6条の期末手当でございます。平成28年12月の支給割合を、100分の217.5を100分の227.5に改めるものでございます。

下段の第2条関係ですが、平成29年以降の支給割合を、6月支給については100分の202.5を100分の207.5に、12月支給につきましては、100分の227.5を100分の222.5に改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして12ページでございますが、附則でございます。

この条例は公布の日から施行するものですが、第2条につきましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。

第2項において、第1条の平成28年12月の支給割合の改定については平成28年12月1日から適用するものとしております。

なお、第3項につきましては、期末手当の内払いについてのみなし規定でございます。

次に、議案第30号でございます。

ページは、議案書14ページでございます。

議案第30号は、洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

これにつきましては、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、前段でご説明しました第29条と内容が全く同様でございますので、説明を省略させていただきます。

以上、一括してご提案を申し上げます。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論と採決をそれぞれ行います。

まず、議案第29号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改

正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第7、議案第31号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森副町長。

副町長（森 寿浩君） それでは、議案第31号でございます。

議案書の15ページになります。済みません、ちょっと……。

議長（佐々木良一君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時50分）

議長（佐々木良一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 2時50分）

副町長（森 寿浩君） 議案書15ページの議案第31号でございます。

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでござい

ます。

この条例改正でございますが、本年度の国家公務員の給与改定による官民格差に基づき、給与水準の改定を行うものでございまして、給料につきましては、平均0.2%の引き上げ、勤勉手当については、0.1カ月分を引き上げる内容となっております。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例と同様に、適用時期が異なることから、第1条においては平成28年度の改定、第2条において平成29年度の改定を行うものでございます。

また、第2条においては、給与改定とあわせ、扶養手当の見直しを行うこととし、配偶者にかかわる扶養手当を減額し、子にかかわる扶養手当を増額するものでございます。

それでは、議案説明資料により、ご説明をさせていただきます。

議案説明資料の4ページでございます。

平成28年度の適用となる第1条関係でございます。

第24条第2項の勤勉手当の総額でございますが、再任用職員以外の職員にあっては、100分の80を100分の90に、再任用職員にあっては、100分の37.5を100分の42.5にそれぞれ改めるものでございます。

次に、附則で第29項の特定職員の勤勉手当の額の総額でございますが、55歳以上で課長職6級以上の職員の勤勉手当の支給の総額を1.5%減じる規定でございます。勤勉手当の0.1カ月分の引き上げに伴い、勤勉手当減額対象額に乗じる率を100分の1.2から100分の1.35に、最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に乗じる率を100分の80から100分の90にそれぞれ改めるものでございます。

次に、5ページになります。

平成29年度以降の適用となる第2条の関係でございます。

第12条、扶養手当でございます。第2項、各号において扶養手当の対象者を整理し、第3号に新たに満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫を加え、第3項において、新たな扶養手当の月額を子については1人につき1万円、その他の扶養親族を6,500円と改め、また、配偶者のない場合に扶養親族のうち1人に支給していた1万1,000円の規定を廃止することになっております。

第13条第1項及び第2項においては、6ページにまたがりますが、扶養親族の届け出及び扶養手当の支給開始、もしくは支給終了に関し、前条の改正に伴う条項整理等を行っております。

第3項については、扶養手当の支給額の改定について全文を改めるものでございます。

7ページから8ページにわたりますが、第24条第2項の勤勉手当の総額でございます。再任用職員以外の職員にあっては、100分の90を100分の85に、再任用職員にあっては、100分の42.5を100分の40にそれぞれ改めるものでございます。

次に、附則第29項の特定職員の勤勉手当の額の総額でございますが、55歳以上で課長職6級以上の職員の勤勉手当の支給の総額を1.5%減じる規定でございます。勤勉手当の0.1カ

月分の引き上げに伴い、勤勉手当減額対象額に乗じる率を100分の1.35から100分の1.275に、最低号俵に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に乗じる率を100分の90から100分の85にそれぞれ改めるものでございます。

議案書に戻っていただきまして、19ページから20ページでございます。

これについては、第1条における別表第1、行政職給料表の全部改正でございますが、平均で0.2%引き上げるものでございます。

最後に16ページ、附則でございます。議案書の16ページでございます。

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものでございますが、平成28年度の期末手当の改正につきましては、平成28年12月1日から適用し、平成29年度期末手当及び扶養手当の改定につきましては、平成29年4月1日から施行いたします。また、第3項につきましては、給与の内払いについてのみなし規定でございます。

なお、第4項において、平成29年度における扶養手当の経過措置を規定しております。

以上、ご提案を申し上げます。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

6番、立野議員。

6番（立野広志君） 今、提案いただいた洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正なのですが、条例の改正文だけを読むと、実際にどうなっていくのかというのがなかなかつかみにくいところはあるのですけれども、今回、提案されている改定、改正の内容は、大きくは今、二つ言われたのだと思うのですね。

一つは改定後の期末手当、年間支給率を4.2カ月から4.3カ月に、0.1カ月ふやすということ。二つ目は、扶養手当を見直すという、大きくはこの二つになるだろうと思うのです。

そして、特に配偶者を減額して子を増額するというようなことで、これまで配偶者手当として支給していた1万3,000円を経過措置も含めて平成29年度は1万円にし、30年以降は6,500円にすると。子については、現在の6,500円を29年度には8,000円にし、30年以降は1万円にすると。父母等については、6,500円は変更がないと。

もう一つ、これがちょっとあれなのですが、配偶者がいない場合の1人目の扶養親族の取り扱いを廃止するというので、現在は、子供については1万1,000円、そして、父母などがある場合はさらに1万1,000円ですか。それが今度は、29年度に経過措置として子が1万円になり、父母等は9,000円になると。そして30年以降は全くなしと。こういう状況になってくるということなのですよ。

そうすると、これは一体職員にとってはよかったことなのか、悪かったことなのか。非常に中身がはっきりしないところがあるのですが、人事院勧告の中身を見ると、給与表を初任層で1,500円、その他で400円引き上げて、ただ、その中でも実質賃金引上げ分はゼロだと、全ての職員が減給保障金額に上乘せされるわけではないというふうに言われています。そして、一時金は、これは期末手当ですが、4.3カ月に改正されて、これは国並みの支給となっ

たと。しかし、勤勉手当にその配分をするとして、結局格差を生じさせる内容になっている。全ての職員の賃金改善につながっていない。こういうことになるのですね。

そして、扶養手当について見れば、先ほど言ったようなことになるのですが、実は配偶者手当は半減させ、その原資を用いて、この扶養手当を引き上げるというふうになっていますから、配偶者手当を受給している職員が必ずしもこの扶養手当を受給しているわけではない。配偶者手当は職員が退職するまで支給されますが、扶養手当は子供が22歳になったら支給がなくなると。これらを考えると、何となく損をしているというか、結局、全体としては減額されているというふうに見たほうがいいのかと思うのですが、その辺についての解釈は、行政側としてはどういうふうにしていますか。

議長（佐々木良一君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤里志君） まず、給与の改定でございますが、議員が先ほどおっしゃいましたとおり、給与表を400円上げるという部分の中で0.2%の改定と。それと、初任給につきましては1,500円上げると。これにつきましては、若年層についても同程度、若年層というと大体30歳未満ということになります。

それと、国家公務員なのですが、この改定なしというのは、指定職であって、国の本庁の部長職だとか審議官だとか、こういう人たちについては、給与改定はありませんということになっております。

それから、扶養手当の見直しの部分でございます。

これにつきましては、今回の改定では扶養の配偶者に係る手当を、議員がおっしゃったとおり、まず減額して、その原資をこのほうに充てるということです。子育ての世帯を重視するというので、その辺が人事院でうたわれている部分でございます。

また、配偶者がいない場合の扶養親族の取り扱いの廃止でございますが、これは廃止にはなるのですけれども、配偶者手当のほうに含めてやるということで、形の上では廃止になっておりますが、1万円とかいう部分については、今度、この配偶者手当の、配偶者がいる方といない方についてもここで1万円を支給するという形の中で、廃止にはするのですけれども、そこに一本に統一してしまうという形の中で持っていくということになります。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

6番（立野広志君） この種の職員の給与の改定については、前提としては職員組合との事前の協議というのに当然なってくると思うのですね。職員組合との協議の中身、結果はどうなっているのか。当然と言ったらあれですが、合意の上で出されてきているのではないかなと思いますけれども、今言われたような、はっきりいえば、配偶者の手当を減らして子の分に回すというのは、本当に、こんなことを言うてはなんですが、せこいやり方ですよ。

実際に国が職員の手当を含めて、給与を引き上げるということではなくて、その中で、同じパイの中で、いわば奪い合いをさせるというような状況になっている。むしろ、全体のパイを小さくしていくというような状況になっているように見えるのです。

その辺、組合との協議の内容と、全体の印象としては、何となく職員の実質的な賃金が特に配偶者がいない方については引き下げになっていくのではないかというふうに思うのですが、その辺の所見はいかがでしょうか。

議長（佐々木良一君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤里志君） 組合との交渉過程でございますが、組合のほうにつきましては、今回の給与改定におきまして、町のほうから提示をさせていただいております。

従前から、やはり町のほうも、この給与改定におきましては、一応、国公に準拠するという形の中で改定を行ってきております。その中で、組合のほうも、今回の給与改定におきまして町提示についてご理解を得た中で、今回の条例を提案しているものでございます。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

#### 議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第8、議案第32号洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森副町長。

副町長（森 寿浩君） それでは、議案第32号でございます。

議案書の22ページになります。

議案第32号洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める



ものでございます。

今回の条例改正の趣旨でございますが、働きながら育児や介護がしやすい環境の整備をさらに進めるため、介護休暇の分割取得や介護時間の新設、育児や介護の対象となる子の拡大などを行うこととした人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じ、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、本条例を改正するものでございます。

それでは、議案説明資料により、ご説明をさせていただきます。

議案説明資料の9ページでございます。

新旧対照表でございます。洞爺湖町の職員の勤務時間、休暇等に関する条例でございますが、第8条の2、第1項、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限についてでございます。

育児休暇の対象は、現行では法律上、親子関係のある子となっておりますが、対象となる子の範囲の拡大に伴い、民法に規定する特別養子縁組の成立にかかわる監護を行う者、児童福祉法に規定する里親である職員に委託されており、かつ当該職員が養親になることを希望している者、及び、その他、準じる者として規則で定める者を加えるものでございます。第4項は第1項の改定に伴う介護を行う職員への準用規定の整理でございます。

次に、11ページになりますが、休暇の種類でございます。

第11条でございますが、休暇の種類に介護時間を加えるものでございます。

それから、第15条、介護休暇でございます。現行では介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する6カ月の期間とするものを、3回を超えず、かつ通算して6カ月を超えない範囲で指定する期間で取得可能とするものでございます。

第15条の2、介護時間でございます。介護時間として、要介護者を介護するため、連続する3年の期間内で1日の勤務時間の一部を勤務しないことが認められる休暇が新設されたことから、介護時間に関する規定として1条を加えるものでございます。

12ページにまたがりませんが、第1項では、取得の要件、第2項においては、1日の時間数は2時間を上限とすること、第3項においては、介護時間として勤務しない時間は給料を減額することを定めております。

12ページでございますが、第17条、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認についてでございます。見出し及び本文中に介護時間を加えるものでございます。

議案書23ページに戻っていただきます。

附則でございます。

この条例は、平成29年1月1日から施行するものでございます。なお、第2項は、既に取得を開始している介護休暇の経過措置を規定するものでございます。

以上、ご提案を申し上げます。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第9、議案第33号洞爺湖町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森副町長。

副町長（森 寿浩君） それでは、議案第33号でございます。

議案書の24ページでございます。

洞爺湖町税条例等の一部改正についてでございます。

洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、洞爺湖町税条例の一部を改正する条例について議会の議決を求めるものでございます。

改正の主な内容でございますが、5点ほどございます。

1点目は、納期限後に納付し、または納付する税金または納入金にかかわる延滞金の取り扱いなどの変更についてでございます。

2点目は、法人税割の税率の改定についてでございます。

3点目は、軽自動車税の環境性能割の新設でございます。

4点目は、特定一般用医薬品等購入等にかかわる医療費控除の特例、それから5点目は、特例適用利子等または特例適用配当等を有する者に対する課税の適用でございます。

以下、議案説明資料でご説明させていただきます。

議案説明資料13ページでございます。

新旧対照表でございますが、第18条の納税証明事項でございます。これにつきましては、

現行の軽自動車税が種別割に名称が変更になることに伴う規定の整備でございます。

第19条、納期限後に納付し、または納入する税金または納入金にかかわる延滞金でございます。これにつきましては、延滞金の算定について、当初申告額が減少した後、再び増額となった場合、その期間について延滞金の計算から控除するものでございます。

15ページでございます。

第34条の4、法人税割の税率でございます。これにつきましては、法人住民税法人税割の一部が交付税原資化になることによる措置でございます。税率が12.1%から8.4%へ3.7%減となるものでございます。

第43条、普通徴収にかかわる個人の町民税の賦課額の変更または決定及びこれらにかかわる延滞金の徴収、17ページ、第48条、法人の町民税の申告納付、19ページ、第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続でございます。これらにつきましては、第19条の改正規定同様に、延滞金の算定について、当初申告額が減少した後、再び増額となった場合の期間について、延滞金の計算から控除するものでございます。

21ページでございます。

第80条、軽自動車税の納税義務者等、それから22ページ、第81条の軽自動車税のみならず課税、それから23ページ、第81条の2、日本赤十字社の所有する軽自動車に対する軽自動車税の非課税の範囲でございます。

これにつきましては、軽自動車の取得者に環境性能割を、それから軽自動車の所有者に種別割を課税する仕組みに変わることに伴う規定の整備でございます。

第81条の3、環境性能割の課税でございます。23ページになります。これにつきましては、地方税法施行規則第15条の10で定める販売価格に相当する金額を課税標準額とするものでございます。

第81条の4、環境性能割の税率でございます。これにつきましては、環境性能割の税率を車両の区分により、非課税、それから1%、2%、3%の4区分とし、課税をするものでございます。

24ページになりますが、第81条の5、環境性能割の徴収の方法でございます。これにつきましては、環境性能割の徴収について、申告納付により、行うと規定するものでございます。

それから、第81条の6、環境性能割の申告でございます。これにつきましては、軽自動車税申告書を市町村長へ提出することにあわせて、環境性能割を申告納付することを規定するものでございます。

同じく第81条の7、環境性能割に係る不申告にかかわる過料でございます。これにつきましては、環境性能割の申告しなかった場合の過料を規定するものでございます。

25ページになりますが、第81条の8、環境性能割の減免でございます。これにつきましては、軽自動車税、環境性能割と同様の規定を定めるものでございます。

第82条、種別割の税率、それから26ページの第83条、種別割の賦課期日及び納期、第85条

の種別割の徴収の方法でございます。これにつきましては、軽自動車の取得者に環境性能割を、軽自動車の所有者に種別割を課税する仕組みに変わることに伴う規定でございます。

26ページでございますが、第87条の種別割に関する申告または報告、それから27ページの第88条、種別割にかかわる不申告等に関する過料、28ページの第89条、種別割の減免、それから第90条、身体障がい者等に対する種別割の減免、30ページの第91条、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等でございます。これらにつきましては、軽自動車の取得者に環境性能割を、軽自動車の所有者に種別割を課税する仕組みに変わることに伴う規定の整備でございます。

次に、31ページになりますが、附則でございます。

附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例でございます。これにつきましては、自主服薬推進のためのいわゆる一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品にかかわる医療費控除の新設に伴う規定の整備でございます。

それから、第15条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例についてでございます。これにつきましては、納付方法を証紙納付にすることなど、当分の間、自動車税の環境性能割の賦課徴収と同様に、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収を行うこととするものでございます。

第15条の3、32ページにまたがりませんが、軽自動車税の環境性能割の減免の特例でございます。これにつきましては、天災その他、特別な事情がある場合において、環境性能割を減免することなど、自動車税の環境性能割の減免と同様の扱いをするものでございます。

32ページでございますが、第15条の4、軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例でございます。これにつきましては、自動車税の環境性能割と同様に、所有者の車両が所在する都道府県へ軽自動車税の環境性能割の申告をする規定でございます。

第15条の5、軽自動車税の環境性能割にかかわる徴収取扱費の交付でございます。これにつきましては、都道府県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収をかわりに行うことに対し、賦課徴収事務の費用を市町村が道府県へ徴収取扱費として交付するものを定めております。

第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例でございます。これにつきましては、新条例第81条の4、環境性能割の税率について、当分の間、それぞれの車両の区分により、1%を0.5%に、2%を1%に、3%を2%へ税率を軽減するものでございます。

33ページ、第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例でございます。これにつきましては、軽自動車税種別割の税額の軽減について1年延長すること及び環境性能割の新設に伴い、現行の軽自動車税の名称を種別割に変更するものでございます。

35ページになります。

第20条の2でございます。特例適用利子等及び特例適用配当等にかかわる個人の町民税の課税の特例でございます。これにつきましては、外国居住者等所得相互免除法の改正に伴う規定の整備をございまして、台湾所在の投資事業組合を通じて得た利子及び配当を所得として扱い、申告分離課税方式により、個人住民税を課税するものでございます。

飛んで39ページでございます。

第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等にかかわる個人の町民税の課税の特例でございます。これにつきましては、前条第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等にかかわる個人の町民税の課税の特例の規定の新設に伴う整備でございます。

次に、第2条の改正でございます。大きく飛びますが、44ページでございます。

附則第5条、軽自動車税の税率及び軽自動車税の種別割の税率の特例に関する改正でございます。これにつきましては、平成28年3月31日までに取得した軽自動車について、旧税率が適用されることを規定するものでございますが、現行の軽自動車税が、種別割に名称変更となることに伴う規定の整備でございます。

次に、改正条例附則についてご説明しますので、議案書の40ページをお開きください。

議案書40ページの附則でございます。

第1条の施行期日でございます。今回、改正を提案しているこの条例については、平成29年1月1日から施行するものでございます。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものでございます。

第1条中、洞爺湖町税条例第18条の3、納税証明事項の改正規定、同条例第19条、納期限後に納付し、または納入する税金または納入金にかかわる延滞金の改正規定、同条例第34条の4、法人税割の税率、第80条、軽自動車税の納税義務者等の改正規定、第80条の2、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲を削る改正規定、第81条、軽自動車税のみならず課税の改正規定、同条例第81条、軽自動車税のみならず課税の次に7条を加える改正規定、同条例第82条、種別割の税率、第83条、種別割の賦課期日及び納期、及び第85条、種別割の徴収の方法から第91条、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等までの改正規定、並びに同条例附則第15条、特別土地保有税の課税の特例の次に5条を加える改正規定及び同条例附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例の改正、並びに第2条、洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例の一部改正、並びに次条、改正法附則の町民税に関する経過措置、第3項及び附則第3条、軽自動車税に関する経過措置の規定については、平成29年4月1日から施行するものでございます。

次に、改正条例附則の第2号につきましては、第1条中、洞爺湖町税条例附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の改正規定及び次条、町民税に関する経過措置、第2項の規定については、平成30年1月1日から施行するものでございます。

第2条の町民税に関する経過措置でございます。

第1条、洞爺湖町税条例の一部改正の規定による改正後の洞爺湖町税条例第43条、普通徴収にかかわる個人の町民税の賦課額の変更または決定及びこれらにかかわる延滞金の徴収、第4項の規定は、この条例の施行の日であります平成29年1月1日以後に、新条例第43条、普通徴収にかかわる個人の町民税の賦課額の変更または決定及びこれらにかかわる延滞金の徴収、第2項に規定する納期限が到来する個人の町民税にかかわる延滞金について適用する

ものでございます。

次に、第2項でございます。新条例附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の規定については、平成30年度以後の年度分の個人の町民税に適用するものでございます。

次に、第3項でございます。新条例第34条の4、法人税割の税率の規定については、前条第1号、改正条例附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日の平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例によるものでございます。

次に、第4項でございます。41ページになりますが、新条例第48条第5項、法人の町民税の申告納付及び第50条第4項、法人の町民税にかかわる不足税額の納付の手続の規定については、この条例の施行の日であります平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項、法人の町民税の申告納付または第50条第2項、法人の町民税にかかわる不足税額の納付の手続に規定する納期限が到来する、法人の町民税にかかわる延滞金について適用するものでございます。

次に、第5項でございます。改正後の洞爺湖町税条例附則第20条の2の規定は、この条例の施行の日の属する年の翌年1月1日以後に支払いを受けるべき、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等もしくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等または同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等もしくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等にかかわる個人の町民税について適用するものでございます。

次に、第3条の軽自動車税に関する経過措置でございます。新条例の規定中、軽自動車税の環境性能割に関する部分については、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日の平成29年4月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用するものでございます。

次に、第2項でございます。新条例の規定中、軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、ご提案を申し上げます。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を15時45分といたします。

（午後 3時31分）

議長（佐々木良一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時45分)

議長(佐々木良一君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、立野議員。できるだけ簡潔にお願いいたします。

6番(立野広志君) 議案33号の町税条例等の一部改正という提案が、今、されたのですが、この税条例改正がなぜ必要になっているかということについての前提の説明というのは、余り詳しくはされていなかったのですけれども、要は今、政府が消費税増税10%引き上げというのを延期した。しかし、その10%増税を前提として、これら今、提案された法人町民税の法人税割の引き下げであったり、軽自動車税あるいは個人住民税、これらについての改正を行うということなのだと思うのですが、まず、その辺の受けとめについて、どういふふうにお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。

議長(佐々木良一君) 佐藤税務財政課長。

税務財政課長(佐藤久志君) まず、法人町民税の減税でございますが、消費税の税率が10%の段階におきまして、財政力の格差の縮小を図るために法人市町村民税の法人税割の一部を交付税の原資化とするものということで、法人税割、12.1%ですけれども、8.4%で3.7%減額するものでございます。

軽自動車につきましては、自動車取得税が消費税の引き上げによって廃止になります。それに伴いまして、環境性能割が創設されるものでございます。それに伴いまして、自動車取得税交付金というのが今は交付されておりますが、それがなくなりまして、環境性能割という税金が入ってきます。年間、大体800万円ぐらいを想定してございます。

それに伴いまして、その軽自動車の環境性能割の税金につきましては、道が賦課徴収を行いますので、その賦課徴収費として、道に年間約100万円程度を支払うような形になるのかなと思っております。

個人住民税の部分につきましては、医療費の控除の特例ということで、一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品にかかわる医療費の控除の創設でございまして、医療費控除の上限額が8万8,000円で下限額が1万2,000円となっております。

ちなみに10万円を支払っていた場合ですが、軽減額が所得税で4,400円、住民税で8,800円、計1万3,200円ほど控除となるような見込みであります。

以上でございます。

議長(佐々木良一君) 立野議員。

6番(立野広志君) 今、説明もいただきましたけれども、前提としては来年の10月ですが、消費税を10%に引き上げると。ただ、今8%の状況で国内の経済状況は決してよくないということから、10%に引き上げて、なお経済が悪化することのないようにということを含めて、例えば、法人町民税等の引き下げ、税割ですね。引き下げ等、あるいはその他の対応ということとされているのだということだったと思うのですが、そうすると、この町税条例の改正に伴って、当町の財政にはどういう影響が出てくるのか。現在の税収に対して、例え

ば、この税条例ができた場合には、どのように変わっていくのか。そのことについて、次に質問します。

議長（佐々木良一君） 佐藤税務財政課長。

税務財政課長（佐藤久志君） 町税が減収になりますけれども、その分、交付税との絡みもありまして、交付税分が若干ふえてくるのかなというところがあります。全体的にはやはり、町税の収入分は減っていくのだと思っております。

議長（佐々木良一君） 立野議員。

6番（立野広志君） 今、地方交付税がふえるのではないかという話をしていましたが、法人住民税を地方法人税として国税に取り上げると。そのことと、地方交付税で地方に配る、その分をですね。地方交付税として地方に配ると言っているのですが、実質的には、今言われたように、消費税増税で自治体の財政格差はなおのこと広がっていくし、実際に、今までもそうですが、交付税としてそれは算入しますなんて言って、大体それがそのまま守られたことがない。そして、消費税を増税しながら、地方財政は大変になるわけですが、地方消費税率の引き上げによって、地方税収がふえるのだとも言っているのですね。10%に引き上げれば。ところが、その分も、逆に言うとふえた分、地方交付税が減らされると、こういうふうになってしまうわけですよ、今までのやり方でいけば。

このままそういう方向になっていく可能性はあるのではないですか。

議長（佐々木良一君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤里志君） 前回の8%にしたときも、町のほうでたしか試算したことがあります。そのときには工事だとか、あとは需用費等々を全部含めて、たしか全会計合わせて、やはり数億円という増額になったという部分の中では、議員がおっしゃるとおり、地方消費税交付金がふえても、基本的にはその分、交付税が少なくなりますよと。町の持ち出しがふえるという状況が、前回の消費税の増税のときにもありました。

ただ、前回とちょっと違うのは、今回につきましても大幅に、地方消費税ということで、国税で多く集めて、その分を原資にしているのですが、前回、平成26年度の改定の際にも地方法人税というのを新しくつくったのですけれども、そのときよりも、また今回は大幅に、この地方法人税のウエートを高くしていると。そういう部分の中では、期待も込めているのですが、そういう形の中で交付税が多く入ってくるような仕組みになってほしいなというふうに考えております。

議長（佐々木良一君） そのほか、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、反対の立場から討論を許します。

6番、立野議員。

6番（立野広志君） 今回、提案されている議案第33号洞爺湖町税条例等の一部改正につい



て、反対する立場で意見を述べさせていただきたいと思います。

今回の税条例の改正の、その大もととなっているのは、来年10月に消費税を10%に引き上げるための、いわば税制改正であるということで、10%に引き上げるなんていうことを国民が認めているわけではありません。政府は、何としてもやろうとしているのでしょうけれども。

その中で、今8%増税でさえ、地域経済や個人消費の落ち込みを深刻にしております。さらにこれが10%になれば、さらにそれは加速されると。だから、政府も10%によって影響が及ばないようにと言いながら、実は法人税について、特に法人町民税法人税割を大幅に実は引き下げていくということで、特にこれは、どこに大きく影響するかということ、国全体でいえば、いわば大企業なのですね。ここで大幅な実は減税になっていくのです。

そうやって、大企業は優遇しながらも、実は地方自治体やそこで暮らす町民、あるいは中小零細の企業については、そこに及ばない程度の、いわばそういう効果があらわれないというような状況ですね。逆に負担が大きくなると。

政府は、偏在性の少ない安定的な地方税財政を構築するのだとして、この消費税増税と地方消費税の引き上げを進めてきましたが、消費税の増税をしなければ、地方財政が大変だということを言いながら、地方消費税の引き上げによって地方税収がふえても、その分、これまで地方交付税は減ることになってきたわけです。

政府は、消費税を地方財政の軸にしようとしてきていますが、そもそもこの消費税増税に頼るのではなくて、内需の拡大と累進税率の強化を行うべきでありますし、社会保障費を初め、地方が必要とする財源を十分に確保するために、地方交付税の法定率を基本的に、抜本的に引き上げるといふことこそ求めるべきだと思います。

今回の改正は、そういった点でも住民にさらなる負担をかけることと、それから、何といても、地方自治体に対する税収の確保を困難にさせるという懸念があるだけに、この税条例の改正については、反対をいたします。

議長（佐々木良一君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

3番、五十嵐議員。

3番（五十嵐篤雄君） 反対者は、消費税そのものに反対をされておりますし、ここまで8%、10%というふうに変な中にもあっても、財源を確保する意味で、ある意味では国民の理解の中で進められてきている国の政策であります。

我が町だけ、この条例に反対したとしても、道を含め自治体全体の足並みがそろわないようでは、各自治体のいわゆるこの税に関する対応も、まちまちになってしまうという観点からも、この大変複雑な説明で、理解しづらい税条例ではありますけれども、決して反対するものではなく、むしろこれは賛成して同調すべきだということで、賛成といたします。

議長（佐々木良一君） これで、討論を終わります。

これから、議案第33号洞爺湖町税条例等の一部改正についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（佐々木良一君） 起立多数です。

したがって、議案第33号洞爺湖町税条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第10、議案第34号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森副町長。

副町長（森 寿浩君） それでは、議案第34号でございます。

議案書の42ページでございます。

議案第34号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

本改正につきましては、まず、本則につきましては、平成28年度税制改正により引き上げられた法定限度額まで、現行の課税限度額を引き上げる改定でございます。

本年10月に洞爺湖町国民健康保険運営協議会に課税限度額の改正について諮問をし、同協議会から答申がございました。

町としては、この答申に沿って、平成29年度から国民健康保険税課税限度額を改正することについて提案するものでございます。

また、附則につきましては、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されたことにより、洞爺湖町国民健康保険税条例の改正を提案するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

議案説明資料の46ページでございます。

洞爺湖町国民健康保険税条例新旧対照表になりますが、第2条、課税額であります。第2項、基礎課税額の限度額について52万円を54万円に改めるものでございます。同条第3項、後期高齢者支援金等課税額の限度額について17万円を19万円に改めるものでございます。

第23条、国民健康保険税の減額でございます。本文中、基礎課税額の限度額について52万円を54万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額について17万円を19万円に改めるものでございます。

47ページになりますが、附則の改正でございます。

附則第18項、特例適用利子等にかかわる国民健康保険税の課税の特例であります。これにつきましては、外国居住者等所得相互免除法の改正によるものでございまして、台湾所在の投資事業組合を通じて得た利子を所得として扱い、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽

減判定に用いるものでございます。

続いて、48ページになります。

附則第19項、特例適用配当等にかかわる国民健康保険税の課税の特例であります。これにつきましては、外国居住者等所得相互免除法の改正によるものでございまして、台湾所在の投資事業組合を通じて得た配当を所得として取り扱い、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いるものとするものでございます。

次に、附則第20項、条約適用利子等にかかわる国民健康保険税の課税の特例、附則第21項、条約適用配当等にかかわる国民健康保険税の課税の特例、附則第22項、保険税の賦課に関する経過措置、それから、49ページにもう入っておりますが、附則第23項、平成22年度以降の課税の特例であります。これらにつきましては、附則第18項、特例適用利子等にかかわる国民健康保険税の課税の特例及び附則第19項、特例適用配当等にかかわる国民健康保険税の課税の特例の規定の追加により、各項の番号を、附則第18項を附則第20項に、附則第19項を附則第21項に、附則第20項を附則第22項に、附則第21項を附則第23項にそれぞれ整備するものでございます。

議案書に戻っていただきまして、43ページでございます。

附則でございます。

施行期日は、平成29年4月1日からの施行でございます。ただし、国保税条例附則第18項から第21項までの改正規定、国保税条例附則第17項の次に2項を加える改正規定及び附則第3項の規定については、所得税法等の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日からとするものであります。

適用区分としましては、改正後の洞爺湖町国民健康保険税条例第2条第2項、同条第3項及び第23条の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

また、改正後の国保税条例附則第18項及び第19項の規定については、附則第1項ただし書きに規定する施行の日の属する日の翌年1月1日以後に支払いを受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等もしくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等、または同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等もしくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等にかかわる国民健康保険税について適用することとしております。

以上、ご提案を申し上げます。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

10番、七戸議員。

10番（七戸輝彦君） 簡単に伺いたいと思います。

端的に言うと、国保税の上限が上がるということなのですが、これが適用になった場合、

どれくらいの方が、何名くらいの方が、このまちでは国保税の上限として上がるのか。

それともう一つ、その所得の階層をちょっと確認しておきたい、そのように思いますので可能な限りお答え願いたいと思います。

議長（佐々木良一君） 山本住民課長。

住民課長（山本 隆君） 課税限度額改正によりまず影響世帯、ちょっと人数的なものは把握できませんので、世帯数でお答えさせていただきます。

まず、医療分につきましては、試算によりますと、68世帯が該当するという形になっております。全体で、対象世帯の4.2%、後期支援金等分につきましては、該当世帯が39世帯、全体で言いますと、2.4%となる予定でございます。

それから、所得収入の階層でございますが、医療分につきましては、所得で525万円以上の方、収入では754万円以上という形で試算をしております。これにつきましては、モデルケースでの試算でございますが、夫婦2人と子供1人の3人世帯を想定しております。同じく支援金分については、所得額で845万円、収入額ですと1,104万円程度の収入の方が該当になるということで、今、試算しているところでございます。

議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

6番（立野広志君） 実は、私も同じようなことを聞こうと思っていたのですが、今、答弁いただいたことにかかわって、私のほうからも、ちょっと質問させていただきます。

世帯数については、わかりました。引き上げによって、この医療給付費分の限度額の引き上げと後期高齢者支援金分の限度額の引き上げと、今回は二つの限度額の引き上げで、介護については、ないということなのですが、この両方の限度額の引き上げを合わせれば4万円ということになります。それによって影響を受ける世帯ということになってくるのですが、当町において、例えば医療給付分で引き上げになるのは68世帯だと言いますが、そうすると、そのことによって、その方々の保険料がどのくらい負担になってくるのかということを実算しているのでしょうか。

それから、後期高齢者支援金の分で、これは39世帯が引き上げの対象となるというふうな説明ですが、それによる負担増がどのくらいになるのかということまで出しているのかどうかということですね。

まず、もし示せるようでしたら、お話ししたいしたいと思います。

議長（佐々木良一君） 山本住民課長。

住民課長（山本 隆君） 改正に伴う医療費分と後期支援金等分の影響額ということによろしいでしょうか。

影響額の正確な数字につきましては、来年6月以降にならなければ、ちょっと把握はできないので、現段階での試算値でお答えさせていただきますが、医療分につきましては、総額で約140万円の影響が出るのではないかと。それから、後期支援分で約80万円の影響というような形で、ちょっと今の段階では試算しているところでございます。

議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

6番（立野広志君） 先ほど、特に医療給付分で68世帯について該当してくるということなのですが、いわゆる収入で見ると754万円と。これは、754万円というのはそう大きな金額、高い収入ではないと思うのですね。実際に夫婦で働いて、そして子供がいてということになると、決して高額所得者と言えるような方々ではないなというふうに思うのですが、実際に国保加入者の中で、今回は限度額の引き上げですけれども、大半の方がやっぱり何らかの軽減対象になっているという中で、その中でも特に所得の高い方が、さらに多くの負担をしなければならないということなのです。

もともと、だから、そういうようなちょっと矛盾したところがありまして、実際にそれだけで運営するなんてことはできないわけですが、それにしても、この限度額は、ことしの1月に1回引き上げて、さらに今回、12月にもう一度限度額の見直し、引き上げをします。こんなふうに1年間に2回、限度額を引き上げていくなんていうのは、ちょっと普通、今までなかったのですが、結局、その狙いというのは、今後、国保の都道府県化ということにあわせて、どこの市町村も同じ限度額、同じ基準で納付されるような仕組みをつくらうというのが前提になっているのだと思うのです。

そういうようなことで、今回、町長としても提案したということでも理解していいのでしょうか。

議長（佐々木良一君） 山本住民課長。

住民課長（山本 隆君） 多分にその部分も運営協議会の議論の中におきましては、皆さんの議論の中にもございました。

ただ、協議会の議論におきましては、3年連続の限度額改正に対する懸念や低所得者への影響を心配する声も、たくさんいただいております。

ただ、国民健康保険につきましては、国民皆保険のかなめとなる医療保険であり、病気やけがなどの際、安心して医療機関を受診するためには、なくてはならない制度であるということ、また、今回の限度額改正につきましては、低・中所得者層には及ぼす影響が少ないこと、また、平成30年からの国民健康保険の広域化では、法定限度額は基本になることが見込まれることなど、国民健康保険を安定的に持続していくためには、財政基盤の安定が最も重要であるということについて、議論、検討をいただいたところでございます。

そのような議論の結果に基づきましての答申内容であると考えているところでございます。

町としましては、運営協議会の答申に沿った形で限度額の改正案を今回、提案させていただいたというものでございます。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の立場の発言を許します。

6番（立野広志君） 議案第34号の洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正ということについて反対の意見を述べさせていただきたいと思います。

今、説明をいただいたように、本条例は、国民健康保険法施行令の改正によって一部を改正するということですが、もともとこの国民健康保険というのは、国民皆保険と言いながら、実は国がこれまで45%財源を補填していたものを、38%まで大幅に引き下げて、その不足分、そして、また自然増の医療分も、十分、実は加味しない中で、財源補填をしない中で、国保だけで運営せよと、こんなことでやられてきたところがあります。結局は、加入者自身の負担あるいは自治体の負担というのが、どんどん、どんどんふえていくというようなことが原因しているというのが大もとではありますけれども、今回のように全体として、やっぱり高過ぎるこの保険料、保険税ですね。この特に限度額についても、先ほど説明がありましたように、限度額引き上げの対象になる世帯というのは決して高額所得者ではないと。例えば、皆さん職員の大体年間の収入ぐらいの方々なのですよね。職員は国保ではないかもしれませんが、そういう方々が、さらに大幅な年間負担をしなければならないという状況です。

低所得者ばかりか、実際にそういう中堅、中間的な所得の方々に対する負担も大きくなってきているという状況がありまして、それだけに、この限度額引き上げというのは、さらにこのまちの経済を停滞させるという心配もあります。

医療制度を維持していくためには、国がやはり、これには財政補填をきちんと前の45%程度に引き上げることが大きな要因であります。そのことを強く求めていくとともに、町民の医療費負担の軽減のためにも、負担を抑えていくということに行政としても取り組んでいく努力が必要ではないかということで、今回の保険税条例の一部改正については、反対をいたします。

議長（佐々木良一君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

10番、七戸議員。

10番（七戸輝彦君） 原案に賛成の立場から、討論をさせていただきたいと思います。

確かに国保については、今、反対者の言うとおりの部分も、私も感じることはあるのですが、ただ、国のほうにはもう一つ、この国民皆保険という制度の中で、国保にまだ当てはまらない人のためのセーフティネットというのもきちんと設けております。そういう意味では、もっともっと、制度というのは広く見る必要があるのではないかなと、そのように思います。

この限度額の引き上げなのですが、やはり制度の安定的な運営のために料金を引き上げるということになれば、もし、今回の提案ではなくて、低所得者層から今引き上げようとしている所得者層まで均等に引き上げようとか、低所得者に多くのしかかるようなものであれば、私は多分、ここで反対しているのだと思います。今回の場合は、やむを得ない引き上げ

ということ、制度を守るためのやむを得ない引き上げということ、そのことを考えますと、やはり所得の高い方に負担していただくのが、これはやむを得ない措置ではないかなと、そのように思います。

決して所得が高くない、高くないと先ほどから何か耳の痛い話をするのですけれども、国保に加入している方は自営業者というのが結構多いわけです。そういう意味では、先ほど説明がありました525万円以上、754万円以上とか、845万円以上、一つ一つ詳しい項目は控えますが、こういう金額というのは、決して、私は全体的に見れば低いほうではないのではないかなという気はしています。

ましてこの洞爺湖町においては、なおさらのことだと思いますので、このことをもって賛成させていただきたいと、そのように討論させていただきました。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） これで、討論を終わります。

これから、議案第34号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（佐々木良一君） 起立多数です。

したがって、議案第34号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第11、議案第35号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森副町長。

副町長（森 寿浩君） それでは、議案第35号でございます。

議案書の45ページでございます。

議案第35号指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、次の候補者を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

11月に完成しました月浦地区の多目的運動広場、これの関係でございます。

指定管理者に管理を行わせる施設として、所在地、虻田郡洞爺湖町月浦44番地42、名称は、洞爺湖町月浦運動公園でございます。

指定管理者に指定する団体として、所在地、虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉142番地、名称は、特定非営利活動法人洞爺にぎわいネットワークでございます。代表者は、理事長の福井政吉氏でございます。

指定する期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3カ年としております。  
議案説明資料でご説明させていただきます。

一番最後のページ、50ページ、51ページでございます。

指定管理者議案説明資料ということでございまして、施設の概要について、設置条例、設置目的、施設の事業内容等は記載のとおりでございます。

現在の管理者は、洞爺湖町でございます。

管理運営費として600万円を想定しております。

2として、指定管理者として指定する団体の概要でございます。

名称は、特定非営利活動法人洞爺にぎわいネットワークでございます。

理事長が福井政吉氏でございます。

設立は、平成14年5月24日でございます。

設立目的につきましては、洞爺湖町及び周辺地域に対して、住民ネットワークによるまちづくり、ホスピタリティー運動の推進など、地域住民が主体となって、地域活性化に関する事業を行い、まちづくりに寄与することを目的としております。

目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行うとしております。(1)から(5)までの活動でございます。

それから、事業概要でございますが、一つとして、西山・金比羅火口散策路管理業務、それから花装飾メンテナンス業務、ワンストップサポート事業、サミット記念館管理業務、火山市民ネット交流事業、イルミネーション設置業務などを事業としております。

決算につきましては、平成27年度の収支決算で、収入が1,076万2,848円、支出が990万6,142円、差し引きで85万6,706円となっております。

51ページでございます。

指定の期間については、3カ年ということでございます。

事業計画については、施設の管理運営、それから効率的な運営、苦情処理、緊急時の対応、事故防止の取り組み、個人情報保護、達成目標、それから広報宣伝、地域への貢献、その他として、事業内容を定めてございます。

5として、収支計画でございますが、総額が年間600万円、そのうち指定管理料500万円、利用料金100万円、計600万円でございますが、3年間で1,800万円を予定しているということでございます。

以上、ご提案を申し上げます。

議長(佐々木良一君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、立野議員。

6番(立野広志君) 今回、提案されております指定管理者に関する提案ですが、月浦の運動公園について管理していただくということです。私、いつもと言ったらあれですけども、この特に指定管理をする、指定管理者として指定する団体なのですが、今回の場合は、



目的が人工芝のサッカー場の管理運営ということになるのですけれども、実際、そういった業務を今までやったことがないわけですよ。聞けば、そのための研修を受けている方がいると。その方がメインでされるということなのですが、本当にそういうことでどうなのかなというのは、つまり正職員が2名、臨時職員が7名、その他職員ということで、この地域おこし協力隊の1名がついていると。これまでやっている業務が1から6番目までありますよね。同時にもう一つ、今ふえるわけですよ。それだけの業務をしっかりとやるだけの能力と、それから人材と、そういったものがあるのかどうかということなのです。

実際に、理事長をされている方は、本業がありますし、ほかの方々も役員をやっている方は当然そうですね。ですから、ここにいる正職員や臨時職員7名、そのほかプラス1という方々が実際にはかかわっていくのだと思うのですが、そういう点での、一つは能力などをきちんとやっぴり見た上で、この指定管理者の指定を行うということになっているのかどうかということです。

それから、収支計画ですが、これも平成29年度から31年度までの3年間、それぞれ収入、支出というふうに計画を立てておりますけれども、この見通しと申しますかね。数字を並べるのは簡単なのですが、本当にこれでやっていけるのかどうかというところの見通しが、まだ表だけでは見えない部分がありまして、町側としては、どういうふうにそれを計算しているのか、考えているのかということ、ちょっとあわせてお聞きしたいと思います。

議長（佐々木良一君） 佐々木観光振興課長。

観光振興課長（佐々木清志君） 今回、指定しましたNPO洞爺にぎわいネットワークでございますけれども、職員については、この記載のとおりでございますが、このほかに、会員というのは、洞爺湖温泉のいろいろな事業者がたくさんおりまして、日ごろいろいろと活動されております。

会員数におきましては19名、また、この会員のほかに協賛団体という形で協賛組織がございます。これは各ホテル、いろいろな関係者がございまして、これが17団体ございます。これらの例えばワンストップサービスですと、各ホテルでの部屋割、いろいろこういうところについて会員に協力していただけるという形で事業が進んでいることを、私ども、確認してございます。

今回の指定につきましては、このワンストップサービスという部分と経済効果というところが多分にあるということで、私ども、選定している部分もでございます。十分、この指定団体がきちっと管理していけるものだというふうに考えているので、ご報告させていただきます。

また、収支の見通しでございますけれども、町側で考えているかということでございます。私ども観光課としましては、この600万円というもので、かかる費用については細かく積算してございますが、一番問題となるのは使用料でございます。この100万円というものが。私ども、現在、各委員会にもご説明してございますけれども、約8,400人が年間使うと、こうした場合の使用料。また、減免規定も前回議会で提案してございますが、これらを

利用した場合で約50万円。100万円ぐらいの使用料に対して、半分程度は減免という形を見ております。また、これに対する夜間照明使用料というのがございまして、これは町民でありまして減免規定がございません。これらを合わせたものの使用料として、今回100万円という形で計上しておりまして、指定管理者側のほうについても納得いただけるという形で資料を説明しているところでございます。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

6番（立野広志君） 今、担当課長がお答えになったのですが、これまで指定管理者として指定してきた団体に対して、今回、指定管理を委託する中身は、これまで指定管理として委託していた内容とは全く違うのです、性質が。なぜかという、今までやってきた事業というのは、どちらかという指定管理料を町からいただいて、そのもとで事業をやっていけばよかったのですよ。でも、今度は自分たちで、いわば利用者を募り、そして料金をいただいて、そして、その上で、その料金も含めて町のこの金額ですね、指定管理料をいただいた上で運営するにはいけないと。だから、赤字をつくってはならないわけですよ。今までのように、これだけやってくださいということで委託されてやるのとは全然違うと。

そういうことがあるので、私はこの指定管理団体がそれだけの、いわば自分たちでやりくりをして、集客をして、そして料金を稼いで、必要な費用を捻出するということができるような状況にあるのかどうかということ、そのことをしっかりと行政側が確認し、そして、大丈夫だというふうになっているのかどうかということを、改めて、最初の段階なので聞きたいわけですよ。

使用料金が100万円いただけるかどうかということもそうなのですが、町が見積もったけれども、実際には少なくて足りませんでした、では、町のほうで、後で補填してくださいと、そんな生易しいものでいいのかと。

例えば、そんなふうにならないようにするためにも、やっぱり指定管理者の団体がそれだけの能力があるか、あるいは管理ができるかどうかということ、どんなふうに町が担保しているか。そのことを改めてお聞きしたいと思います。

議長（佐々木良一君） 佐々木観光振興課長。

観光振興課長（佐々木清志君） ただいまのご質問でございますが、まず、この団体ですけれども、今までの施設を維持して、観光振興課で管理させている指定管理者が何団体かございますが、その維持管理している施設とは、議員がおっしゃるように、全く違った内容でございます。

ただ、これらのワンストップサービスにつきましては、財田、運動公園も含めまして、実績として3年、私どもも見てきております。

また、この団体のすぐれているところは、サッカーですと、コンサドーレ札幌というプロ組織、また、野球ですと、日本ハムファイターズ、これらとの密接な連携が保たれているということです。特に子供たちの部分ですが、札幌の少年団チームというのですか。クラブチ

ームがたくさんありまして、今300ぐらいあるのですけれども、大変仲よく交流していただいていると。また、今回の来年の4月オープンに際しましても大変好評で、1月いつから申し込みということも来ております。

また、今回、こういうところでございますので、コンサドーレだけではなく、この組織の中には、私ども観光課も、利用に際しましては一生懸命ご協力していくところもあります。それから、観光協会、旅館組合、これらについても会員でございますので、積極的に使用料収入を上げることについては、洞爺湖温泉一体となって進めていきたいというふうに考えてございます。

また、資金不足というところの不安でございます。これらについては、私どもも極力ないようにはします。それで頑張っていきたいということで、初期から最低の数字でとれるものを見た経費が、私ども観光課としては100万円という数字で、町で提示してございますので、何とかやっていきたいというふうなお願いでございます。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） 澤登経済部長。

経済部長（澤登勝義君） ちょっと私のほうから補足説明をさせていただきたいと思えます。今回、提示してございます収入の100万円についてでございます。

先ほど担当課長のほうからも申し上げましたとおり、8,400人、これのうち最低の人数を想定して100万円という数字を出しております。ですから、目標的には、今回初めての人工芝という施設でもあり、ちょっと想定できない、初めての年になるものですから、その運営、やり方等については、伊達市のほうで運営している施設の運営内容、収支内容、利用状況、そういうものを十分加味した中で、最低これだけはクリアできるだろうと。

議員がご指摘のとおり、運営する上で、指定管理者独自にPR、誘致活動、どんどんふやしていかなければならないという活動も当然、責務的にはございます。

ただ、いろいろなスポーツ、例えばサッカー大会は一面だけではできませんので、月浦以外に周辺、近隣のそういう施設も利用しながら、広域的に洞爺湖周辺のスポーツ観光というものを発展させていきたいということで、今回、指定管理に当たってのこの団体等については、これまでコンサドーレ札幌、専門的なアドバイス、それから運営に当たるノウハウの部分も習得しながら管理運営に当たっていくという前提で、今回、提案させていただいているという状況でございます。

以上です。

議長（佐々木良一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第12、議案第36号工事委託協定の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森副町長。

副町長（森 寿浩君） それでは、議案第36号でございます。

議案書の46ページでございます。

議案第36号工事委託協定の変更についてでございます。

工事委託協定を次のように変更するものでございます。

これにつきましては、平成27年6月18日に議決された議案第3号、洞爺湖町公共下水道根幹的施設の建設工事、虻田下水終末処理場、それから、とうやクリーナップセンター改築更新工事でございますが、この委託の協定金額中、1億8,400万円を1億4,893万円に改めるものでございます。

この工事協定の変更につきましては、虻田下水終末処理場、それから、とうやクリーナップセンター、日本下水道事業団と委託協定を締結しておりますが、協定金額について、改築更新工事の一部更新機器の使用の見直し、それから入札執行残によって、3,507万円を減額するものでございます。

それで、使用の見直しをした機器がございまして、それによって減額をしておりますが、その機器については、汚水用のスクリーンというものと、それから沈殿池用スカム分離機でございます。

汚水用スクリーンについては、処理場への汚水流入時に大きなごみなどを除去する機械でございますが、機械による自動運転から人の手作業によるスクリーンに使用を見直したものでございます。

それから、もう一つのスカム分離機については、活性汚泥による処理ができないプラスチックやビニールなどのごみを分離するための機械でございますが、脱水機能付きの使用から脱水機能なしの使用に変更したことによって、3,507万円が減額になったものでございます。

以上、ご提案を申し上げます。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号工事委託協定の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号工事委託協定の変更については、原案のとおり可決されました。

#### 延会の宣言

議長（佐々木良一君） ここでお諮りをいたします。

本日の日程は、まだ残っておりますが、本日の会議は、これで延会としたいと思います  
が、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定いたしました。

本日は、これで延会をいたします。ご苦労さまでした。

（午後 4時39分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員